

昭和五一年独占禁止法改正の実像（一）

昭和五一年独占禁止法改正問題研究会*

代表 林秀弥

目次

はじめに—連載を始めるにあたって—

第一章 昭和五一年改正の経緯—事実確認—

第二章 総論・昭和五一年改正をめぐる立法政策

—第一回証言—

昭和五一年改正と立法政策学

与野党との調整

省庁間の調整

昭和五一年改正時と現在との違い

企業分割制度

不公正な取引方法への対処

原価の公表

八 課徴金制度の導入
九 消費者政策

(以上、本号)

第三章 「独占的状態」規制について—第二回証言—

第四章 課徴金制度の導入について—第三回証言—

第五章 同調的価格引上げの報告徴収制度及び審査審判手続の

改正問題について—第四回証言—

第六章 昭和五一年改正の総括—第五回証言—

第七章 おわりに

はじめに—連載を始めるにあたって—

資

本研究は、これから五回にわたって、オーラルヒストリーとして、昭和五二年独占禁止法改正（以下、原則として「昭和五二年改正」または単に「五二年改正」という）の実像を跡付けようとするものである。五二年改正に深く関与した関係者へのヒアリングを通じて得られた立法史の一断面を客観的な文献・

資料等に裏付けられた歴史的営為として記録することを目的としており、単なる対話録ではない。昭和五二年改正の立法史は文献資料だけからでは見えにくい部分がある。これをヒアリングで補おうというのが筆者らの意図である。

五二年改正は、政治的闘争の産物であった。その立法過程は、政党、省庁、財界、消費者団体等の利益集団間の対立と妥協の産物であった。それらの相克の歴史であった。五二年改正は、昭和二二年に独占禁止法が制定されて以降、日本の競争政策史上初めての強化改正であり、その過程は、独占法による「社会的公正の実現」とは何かを問う自省的契機の端緒でもあった。このように、五一年改正が「強化改正」という一語では語りえない奥行きをもつことを、ヒアリングを通じて「体感」として感得する。これが本研究の動機であった。五二年改正について

詳しく述べる。「名古屋大学法政論集二二八号以降に連載予定の拙稿「課徵金の立法史」を併せて参照いただければ幸いである。
過去に眼を閉ざす者は、結局のところ現在にも盲目となる⁽ⁱⁱ⁾、と言われることがある。本研究が、現在および将来の独占禁止法に対する一つの示唆となれば、本研究会代表者として望外の喜びである。

第一章 昭和五二年改正の経緯—事実確認—

本章では、昭和五二年の独占禁止法改正の経緯について、筆者（林）が調べえたかぎりで、できる限り事実を確認することにより、時系列に追っていくことにしたい⁽¹⁾。

昭和五二年法改正問題の公式の発端は、昭和四八年二月一日、公正取引委員会（以下、原則として「公取委」という）が、独占禁止法研究会（公取委委員長の私的諮問機関。会長・金澤良雄成蹊大学法学部教授）の初会合を開催したことにはじまる。同一二月二一日、参議院物価等対策特別委員会は、国民生活安定緊急措置法案附帯決議に独占禁止法改正を盛り込む。翌四九年一月四日には、第七一通常国会衆議院予算委員会にて、

玉置一徳議員（民社党）が独占法改正問題について質疑を行い、田中角栄内閣総理大臣、高橋俊英公取委委員長が答弁を行つてゐる。二月九日には、日本社会党（以下、「社会党」という）が「私の独占禁止法改正要綱」（日本社会党政策審議会独占法対策特別委員会）を公表する。二月一五日には、民社党が「独占法改正案大綱」を公表する。時期を同じくして、公明党が「独占禁止法改正案（要綱）」を公表し、当該改正案を三月六日の第七二回国会の参議院に発議する。社会党も、四月二五日に改正案を第七二回国会参議院に提出する。七月二二日、独占禁止法研究会第一回会合の夏期集中審議、いわゆる「箱根會議」の始まりである。七月二六日、独占禁止法研究会・金澤会長が記者会見し、「中間とりまとめ」を発表する。八月一日には、自由民主党（以下、「自民党」という）独占禁止法問題懇談会（座長・倉成正衆議院議員）の初会合を開く。この懇談会は一月一三日まで計一回開催される。九月八日に、自民党は、海外独占禁止法政策調査団（団長・倉成正衆議院議員）を米国、英國、西独、仏、ECに派遣した（九月二七日まで）。九月一〇日には、第七三臨時国会の衆議院商工委員会で板川正吾委員（社会党）が課徴金制度について質疑し高橋委員長が答弁している。九月一一日には、第七三回国会参議院の決算委員会

で、和田静夫委員（社会党）が課徴金制度の法的性格（超過利益の剥奪か制裁的意味合いをもたせるか）に質疑を行い、高橋公取委委員長、中曾根康弘通商産業大臣（以下、「通産大臣」という）が答弁している。

昭和四九年九月一八日に、公取委は、「独占禁止法改正試案の骨子」を発表した。同日、衆議院商工委員会で阿久根登委員（社会党）、参議院商工委員会で桑名義治委員（公明党）が独占法改正問題について質疑を行い、高橋委員長が答弁を行つてゐる。一〇月四日には民社党が「独占禁止法改正要綱」を発表している。一一月二日、日本共産党（以下、「共産党」という）が「独占禁止法改正案要綱」を発表する。この間、公取委と省庁間での説明・意見調整が隨時行われた。一一月一四日には、社会党が、「独占禁止法改正要綱」（日本社会党政策審議会独占法対策特別委員会）を公表し、たとえば、罰則の強化については「共同行為等により価格を引き上げた場合には、その利得した額の三倍相当額まで罰金の納付を命ずることができるものとする」ことなどを定めていた。一二月九日、三木武夫内閣が成立する。翌一二月一〇日の第一回定例閣議において、三木内閣総理大臣は、植木光教総理府総務長官（以下、「総務長官」という）に独占禁止法改正案を通常国会に提出する方向で検討を急ぐよう指

示する。これを受けて、独占禁止法改正問題懇談会の設置が閣議決定される。この間、公明党が、党の改正法案を第七四臨時国会参議院に発議する（一二月一一日）。一二月二七日に、総理府の独占禁止法改正問題懇談会⁽³⁾の初会合（座長・植木光教総務長官）が開かれ、翌年の二月一〇日まで六回開催された。同日、第七五通常国会が開会される。また一二月には、全国消費者団体連絡会が「独占禁止法改正等要求事項」を発表している。

翌昭和五〇年一月二九日に、自民党独禁法改正に関する特別調査会（会長・山中貞則衆議院議員）の初会合が開催される。いわゆる「山中調査会」の発足である。山中調査会は四月一九日まで計二回開催された。一月三一日には、独占禁止政策懇談会有志が「独占禁止法の改正についての提言」を行っている。

国会審議に目を転ずると、二月一二日に第七五回国会衆議院法務委員会で、稻葉誠一委員（社会党）が課徴金制度の法的性格等について質疑を行い、稻葉修法務大臣、安原美穂法務省刑事局長が答弁している。当日の商工委員会でも、板川正吾委員（社会党）が質疑を行い、高橋公取委員長が答弁している。

同じく二月一二日、（社）経済団体連合会が「独占禁止法改正に対する見解」を公表する。課徴金については、「ヤミカルテル」を重く罰するという主旨からこの項目が新設されることに

反対するものではないが、公取試案における課徴金の概念と内容はそこぶるあいまいであり、その取り方もあり機械的である」と批判している。二月一七日には、（社）関西経済連合会が「独占禁止法の改正」について意見を発表している。翌日の一八日には、全国中小企業団体中央会が「独占禁止法の改正についての要望」を発表し、「不公正な取引方法を用いた者に対する罰則の新設も首肯できるが、罪刑法定主義の趣旨に反しないよう措置する必要がある」と要望していた。また二月中旬から下旬にかけて、自民党各派で独禁法改正問題にかかる見解表明が行われた。たとえば、平河会有志が「独禁法改正についての試案」を出し、私的独占についても課徴金の対象とすべきことなどを提言し、二階堂進氏らの「七日会見解」も同様の提言を出していた。新風政治研究会は「独占禁止法の改正について」と題する意見書のなかで、課徴金は、行政法、刑法など基本法規との関連で極めて「不正確」な性格をもっていると批判していた。これに対し、宏池会は、課徴金について「カルテルのやり得の弊風を除去」という見地から課徴金制度に賛成していた。（社）関西経済連合会が「独禁法改正に関する建議書」を三月三日に公表している。翌四日には、共産党が党の独占禁止法改正法案を衆議院に提出している。翌三月五日には、

昭和五二年独占禁止法改正の実像（一）（林）

「独占禁止法改正問題関係閣僚懇談会が、「独占禁止法改正政府素案」を了承した。同日には、日本商工会議所が意見（「独占禁止法改正に関する意見」）を公表している。三月一八日、社会党は、「独占禁止法改正法案」を衆議院に提出し、参議院の商工委員会で小柳勇委員（社会党）が改正問題について質疑を行い、高橋公取委員長、植木総務長官が答弁を行っている。四月一四日、政府は、「独占禁止法改正案要綱」を閣議了承した。一九日には、自民党的独占法改正に関する特別調査会が、右改正案要綱を了承している。

これを受けて、二五日に、独占法改正法案（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案）が閣議決定され、即日衆議院に提出された。いわゆる「第一次政府案」である。第一次政府案は六月二四日に衆議院で可決され、参議院に送付される。参議院では六月二七日に本会議で趣旨説明が行われ、同日商工委員会に付託されたが、七月四日に審議未了で廃案となってしまう。

この改正法案に対し、二五日に法律学者有志が意見書を提出している。課徴金制度に対し、「課徴金が、過去の売上高利潤率を基礎として算定されることになり、カルテルによる不当利得と関係ないものとされている。とりわけ、過去の利潤率の低かった企業に特例を設けることは、全く合理性を欠く」として批判している。

第一次政府案に対する国会審議の模様をみてみよう。昭和五〇年五月八日に衆議院本会議で政府案の趣旨説明が植木総務長官から行われた。これに対し、衆議院本会議で板川正吾委員（社会党）および近江巳記男（公明党）から質問が行われた。五月一六日には、消費者六団体、全国消費者団体連絡会が「声明」を発表し、たとえば、今回新たに導入が企図された課徴金制度については「課徴金の徴収は、当初私たちが主張していた「カルテルによる不當利得分のぼっ収」とは異なり、過去の売上高、利潤率を基礎として算定されることにすりかえられ、課徴金の性格が根本的にゆがめられてしましました」と批判している。五月二三日に衆議院商工委員会において政府案提案理由が植木総務長官により説明されている。これを受けて、議員の質疑が発生に行われた。改正独占禁止法に関する質問者（委員）の名を上げておくと、六月二日・板川正吾委員（社）、同・勝澤芳雄委員（社）、同・佐野進委員（社）、同・近江巳記夫委員（公）、六月四日・渡辺三郎委員（社）、同・倉成正委員（自）、同・近江巳記夫委員（公）、六月一七日・板川正吾委員（社）、同・横路孝弘委員（社）である。この商工委員会の議論は、昭

和五二年改正に関する公式的な論議のピーコクの一つとなるものである。

翌六月一八日には、衆議院商工委員会に参考人意見の聴取が行われ、メンバーは以下の通りである（肩書きは当時）。松下満雄・上智大学教授、実方謙二・北海道大学教授、正田彬・慶應義塾大学教授、鈴木治雄・経団連産業政策委員会委員長、竹内昭夫・東京大学教授、田中里子・全国地域婦人団体連絡協議会事務局長、中村紀伊・全国消費者団体連絡会幹事である。佐野進委員（社）、板川正吾委員（社）がその場で各参考人に対して質問を行っている。

翌日には、商工・法務・大蔵、物特連合委員会で、稻葉誠一委員（社）の質疑に対して、植木総務長官、高橋公取委委員長、原徹内閣官房内閣審議室長が答弁を行っている。統いて、六月二十四日に、衆議院商工委員会において、①野間友一委員（共）、②近江巳記夫委員（公）、③宮田早苗委員（民）、④中村重光委員（社）、⑤多賀谷貞総委員（社）が質問し、それぞれ、①高橋公取委委員長、②植木総務長官、高橋公取委委員長、③植木総務長官、原内閣審議室長、高橋公取委委員長、④三木総理大臣、⑤三木総理大臣、植木総務長官が答弁している。この中で興味深いのは、中村重光委員の質問である。中村委員は、次の

ように指摘する。「今度の改正案で欠けている点といいますと、多くある中で特に消費者行政に対する明確な内容が打ち出されていないということは問題であると思うのであります。課徴金は違法行為による不当利得を徴収するものでありますから、もともと消費者にこれを還元すべき性格のものであるというよう私は考えるわけであります。したがって、国庫に納付された課徴金の消費者等への還元の制度について当然検討しなければならないと考えるわけですが、総理の御見解はいかかでござりますか」。この質問に対して、三木総理大臣は次のように答弁している。「中村委員のお気持ちは私にもよくわかるわけでございます。しかしながら、この課徴金の制度は、違法行為に対しての実効性というものを確保するための行政措置であって、違法のカルテルによる利得を納付せしめるという制度でございまますから、これを消費者に還元することは、お気持ちはわかつても政府は考えておらない次第でございます」。平成一七年七月から同一年六月にかけて、内閣府に設置されていた独占禁止法基本問題懇談会（内閣官房長官の懇談会。計三五回の会合を重ねる）において、「課徴金として取ったものの、例えば1%については、消費者団体、今後、制度化されるであろう、消費者による団体訴訟のようなものに、あるいは何らかの

昭和五二年独占禁止法改正の実像（一）（林）

- 基金という形で（消費者に）還元していく道を考えるべきではないか⁽⁵⁾」という議論が出されている。これらの議論は、すでに昭和五二年段階で既に出ていたものである。
- 委員による質疑を経て、昭和五〇年六月二十四日、衆議院商工委員会は改正案を一部修正の上可決した（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を修正する法律案に対する修正案）。いわゆる「五党修正案」である。修正案は、自民、社会、民社の三党が共同提案したものである。修正内容の要旨は以下の通りである。
- 1 課徴金関係
 - (1) 過去三年間の経常利益率による軽減措置を削除する。
 - (2) 製造業については、売上額に乘ずる比率を一〇〇〇分の四〇に引き上げる
 - (3) 納付させる最低限度を一〇万円とする
 - 2 不当な取引制限等に対する排除措置関係
違反行為により生じた影響を排除するために必要な措置を
 - 3 独占的状態に対する措置関係
審決前における主務大臣との協議を削除する。
- 4 価格の同調的引上げに対する措置関係
全文削除する。
- 商工委員会では、同日、田中六助委員（自民党）を代表として、修正案に対して、附帯決議案が提案され、可決・成立している。附帯決議の内容は次の通りである。
- 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議
- 政府は、本法施行に当たり、今後、一般消費者の利益を確保し、国民経済の民主的で健全な発達を図るため、公正かつ自由な競争を促進することが益々重要であることにかんがみ、次の諸点について適切な措置を講すべきである。
- 一 経済政策の運営における独占禁止政策の位置づけを明確にし、産業政策としての行政指導のあり方を再検討するとともに、行政指導にあたっては独占禁止法に抵触する結果を招くことがないよう十分留意すること。
 - 二 一般消費者の利益の保護と被害者の救済の充実を図るため、損害賠償請求権の裁判上の主張の制限、損害賠償請求訴訟の第一審裁判権、公正取引委員会の専属告発等について再検討するとともに、集

団訴訟制度の導入についても検討すること。

三 企業の集団化等による競争制限をはじめその弊害を除去するため、株式の相互持合い、系列融資、人的結合等について早急にその実態を把握し、必要な制限措置を検討すること。

四 課徴金は違法カルテルにより消費者等から取得した不当利得であることから、国庫に納付された課徴金の消費者等に対する還元について検討すること。

昭和五〇年六月二十四日、改正案は衆議院本会議に緊急上程され、可決・成立した。改正案は、即日参議院へ送付される。六月二七日に、参議院本会議にて、改正案の趣旨説明が行われ、植木総務長官がその任に当っている。七月一日に、参議院商工委員会にて植木総務長官が同じく改正案の趣旨説明を行ってい る。しかし、七月四日、第七五通常国会が閉会し、独占禁止法は審議未了廃案となる。九月一一日、第七六臨時国会が開会する。この間、七月一六日に、独占禁止法研究会第一七回会合が開かれている。臨時国会開会中の一〇月二九日に、社会、公明、民社、共産の四党の共同提出にかかる「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案」が衆議院に提出される。これは、七五回国会に衆議院において全

会一致により一部修正可決された改正案（第七五回国会改正案）と同一内容の法案である。その間、九月一日に、自民党は、松野頼三・政調会長を座長とする「独禁法問題懇談会」を設け、九月一三日に、第一回会合を開催する。以来、四回の会合をもつた。

一二月二五日、第七六回国会が閉会し、四野党の改正案は、継続審議となる。その二日後、第七七臨時国会が開会する。翌年から翌々年にかけて昭和五二年独占禁止法改正問題は最後のクライマックスを迎えることになる。

翌年昭和五一年二月一二日に、山中貞則衆議院議員率いる自民党独占禁止法改正に関する特別調査会、いわゆる山中調査会の作業が再開する。山中調査会は四月九日まで二五回開催され、独禁法改正の方向性が議論された。ここでの議論をもとに、政府案が作成されたといわれる。山中調査会の最終の方針では、独占的状態に対する措置に関する改正規定を全て削除し、審判手続および訴訟に関する次のような改正規定を設けるなどとしていた。審判官に審判手続の委任の制限、公正取引委員会の審判手続における訴追・審判機能の分離、訴訟における新証拠提出権の制限の緩和（独占禁止法八一条一項の改正。なお、条数は当時の独占禁止法を前提とする一下同じ）などである。

この山中調査会の意見集約がいわゆる「第二次政府案」の元となつた。山中調査会は、最終日四月九日に、第二次政府案を了承する。

四月二七日に第二次政府案は閣議決定され、五月二一日独禁法改正案が国会に提出される。第二次政府案では、独占的状態に関する措置規定は削除され、審判規定および訴訟に関する規定の整備（五一一条の二、五二条の二、五三条の一の二）、五四条の三、八一条関係）では、次の五項目が定められた。

① 公正取引委員会は、違反事件について審査官の職務を行つたことのある審判官その他違反事件の審査に関与した

ことのある審判官にその違反事件の審判手続を行わせてはならないものとする。

② 公正取引委員会は、審査官又は被審人若しくはその代理人から申出のあった証拠を採用しないときは、その理由を示さなければならぬものとする。

③ 公正取引委員会は、審判官に審判手続の一部を行わせた場合において、被審人又はその代理人の申出があるときは、これらの者が直接公正取引委員会に対し陳述する機会を与えるなければならないものとする。

④ 審判手続を経た後にする審決においては、被審人が争わない事実及び公知の事実を除き、審判手続において取り

調べた証拠によつて事実を認定しなければならないものとする。

⑤ 審決取消訴訟における新証拠の申出に関する制限を緩和するものとする。

五月二十四日に第七十七回国会は閉会し、野党提出法案および第二次政府案ともに継続審議となる。

九月一六日第七八臨時国会が開会する。しかし、一月四日に臨時国会は閉会となり、野党提出法案および政府提出法案とともに、審議未了廃案となる。

昭和五一年の一二月三〇日に、第八〇通常国会が開会する。この少し前、一二月二四日に福田赳夫内閣が成立する。翌年すなわち昭和五二年二月二日には山中調査会の作業が再開する。これ以後三月三〇日まで二四回開催される。三月二八日には、関西経済連合会が意見書を提出し、課徴金制度について、罰則との関係が明確でなく、さらに法制面での検討を尽くすべきであつて、罰則規定の活用の道を図るのが妥当として、課徴金制度の導入に慎重な姿勢を見せていた。

昭和五二年四月九日には、独占禁止法改正案が閣議決定される。いわゆる「第三次政府案」である。四月一一日に衆議院に

提出された。これに対し野党は、対抗して、翌四月一二日に、社会、公明、民社、共産の四党共同で改正案を提出した。この四野党共同提出にかかる改正法案の中身は、第二次政府案と同じである。しかし、この四野党共同提出法案は、五月一三日に撤回されてしまう。

四月一四日から衆議院商工委員会で第三次政府案の審議が行われる。ここでは、審議の概要を課徴金に絞って紹介する。

まず、林義郎議員（自）が中小企業に対する課徴金について、大原一三議員がドイツの過料制度、事業者団体のカルテルに対する課徴金の理論的問題について、質疑を行っている。大原委員は、「今後の公取委員会の事務運営で最も効き目を發揮する規定は「課徴金」だと思うのです。その意味で私は課徴金規定というものを最大限評価したい」と発言しているのは、その後の法運用を的確に言い当てたものとして興味深い。さらに、参考人意見の聴取と質疑が四月二六日に行われ、入江一郎弁護士（元公取委委員）が課徴金の法的性格、カルテルの実行期間について意見を述べている。前者について入江参考人は、「課徴金の性格が果たして制裁であるのか、あるいは違法な行為によって得た利得を吸収するというのが趣旨であるのか、この点は問題」とした上で、「一方で罰則を適用し、そしてさらに課徴金

をとる、また、損害賠償の請求に応じて損害賠償を支払ってさらに課徴金を払うということは二重に事業者に不利益を与えることになるのではないかという疑問がござります」と述べている。この日は、正田彬参考人が事業者団体のカルテルについて、意見を述べている。正田参考人は、課徴金制度に賛成としながらも、「事業者団体の違法行為を理由に直ちに構成事業者に課徴金の納入を命ずるという手続が開始されるという点について私は疑問を抱いております」と述べている。

続く五月一二日の質疑では、林義郎委員（自）が課徴金の算定方法について、中村重光委員（社）が消費者への還元について園田直内閣官房長官に対して質疑を行っている。

改正案（第三次政府案）は衆議院商工委員会において可決された。改正案には以下のようないふたつある。附帯決議案が提示され、佐野進委員（社）が当該附帯決議案の趣旨説明を行っている。附帯決議案も原案通り可決された。

私の独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案に対する附帯決議案

政府は、本法施行にあたり、一般消費者の利益を確保することも、企業の活力を高め、国民経済の民主的で健全な発達を図るため、公正

かつ自由な競争を促進することが重要であることにかんがみ、独占禁止法の積極的運用を図り、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 経済政策の中における独禁政策と産業政策の位置づけを明確にし、これらの関連に十分配慮しつつ、独占禁止法の運用を図ること。
- 二 不当な取引制限に該当する違反行為の排除にあたつては、適切な措置命令によりその実効を期すること。
- 三 納付された課徴金については、消費者等に還元する方法について検討すること。
- 四 中小企業協同組合のカルテルについては、実情に応じてとり扱うよう十分に配慮すること。
- 五 独占的状態の定義における事業分野等については関係者の意見を十分聴取し、早急にガイドラインを作成し公表すること。
- 六 公正取引委員会は、独占的状態の排除に際しては、関連する労働組合の意見を十分尊重すること。
- 七 第八条の四の規定の運用にあたり、特に経済部の調査権の行使について、公正取引委員会は、独占的状態の排除に際しては、関連する労働組合の意見を十分尊重すること。
- 八 価格の同調的引上げに関する報告の微収にあたつては、正当な企業活動を阻害するがないよう十分配慮するとともに、年次報告書の制度を活用すること。

においては引上げ理由を明示し、必要に応じて一般的な調査及び公表の制度を活用すること。

九 寡占産業の実態を明確につかみ、その国民経済的位置づけを明らかにすること。

十 審判及び訴訟手続に関する新たな規定の運用にあたつては、審判手続等の進行に支障を来すことがないよう配慮すること。

十一 企業の集団化等によって生ずる株式の相互持合い、系列融資、人的結合等についてその実態を把握し、必要な措置を検討すること。

十二 公正取引委員会の機構の拡充及び定員の増加について速やかに必要な措置を講ずること。

衆議院商工委員会の可決を経た改正案は、五月一三日に衆議院本会議で可決、参議院に送付され、参議院に舞台を移す。一七日に商工委員会で藤田正明総務長官が提案理由を説明し、一九日に斎藤栄三郎委員（自）が不況企業のカルテルと課徴金等について質問し、澤田佛公取委員長らが答弁に当たっている。二四日には、対馬孝且委員（社）が、課徴金の算定方法、消費者への還元、事務量等について質問し、総務長官、公取委委員長らが答弁にあたっている。翌二五日には、実方謙二北大教授が改正法の意義について参考人意見を述べている。翌日、採決

が行われ、改正案（第三次政府案）は可決した。衆議院と同じく、参議院でも附帯決議が可決された。商工委員会での可決・成立を受け、改正法案は参議院本会議に附議された。翌二七日

ヒアリング対象者
菊地元一氏

略歴

昭和六年六月 北海道岩見沢に生まれる

昭和六年六月

昭和三年三月 中央大学法学部法律学科卒業

昭和三年四月

総理府公正取引委員会事務局任官（総理府

昭和三七年四月

総理府公正取引委員会事務局任官（総理府

事務官）

昭和三九年

官房総務課企画係長

昭和四四年

経済部国際課長補佐

昭和四六年

外務省国際連合局併任

昭和四九年

官房企画課長補佐

昭和五一年三月

公正取引委員会事務局を退官

昭和五一年四月

青山学院大学法学部助教授

昭和五三年四月

青山学院大学法学部教授

平成元年六月

青山学院大学法学部長（平成五年五月まで）

平成五年

青山学院大学副学長（平成七年一二月まで）

平成九年四月

中央大学法学部教授

平成一四年三月

青山学院大学名譽教授、弁護士（柳田野

日 平成一七年一二月二二日（木）
場所 柳田野村法律事務所

現在 青山学院大学法学部教授定年退職
村法律事務所）

聞き手（以下、当方）

林 秀弥（名古屋大学大学院法学研究科准教授・公取委競争政策研究センター主任研究官）

下津秀幸（公取委・同競争政策研究センター研究員（当時））

藤平 章（公取委・同競争政策研究センター研究員（当時））

証言内容

（当方）

昭和五二年改正の過程は、政党間、官庁間、利益団体間の対立と妥協の産物であったと思われます。本調査は、昭和五二年改正の基礎となった第一次政府案の立法過程に参画された菊地先生の御経験を踏まえ、当時の議論状況をざっくりばらんに語つていただき、それを歴史的証言として記録にとどめ、もって後進への「鑑（かがみ）」とすべく企画されました。

五二年改正をめぐる論議は、実行可能で望ましい独占禁止政策とは何かを日本社会が自問する反省的契機になつたのではないと思われます。「五二年改正とはいつたい何だったのか」を問うことは、独禁法の未来を占う上で、今なおアクチュアルな問題だと思っております。本プロジェクトでは段階を分けて、今回はまず第一弾として、菊地先生に、主に立法過程での議論を中心に、御証言いただきたいと考えております。

本日は、その第一回目といたしまして、各論ではなく、昭和

五二年改正全体を振り返っていただき、「総論・昭和五二年改正をめぐる立法政策」というテーマでお話をうかがえればと思います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

一 昭和五二年改正と立法政策学

（当方）

まず、個別論点に入る前にお聞きしたいのですが、新たな立法を行ふに当たっては、法理念や立法技術だけではなくて、コスト・ベネフィット分析をはじめとする「立法政策学」の視点が重要だと思われます。当時から、平井宣雄先生の「法政策学」の連載⁽⁶⁾が開始され、注目されておりましたが、独禁法、とりわけ昭和五二年改正当時の独禁法においては、そのような分析は

未成熟であつたかと思われます。最初ですので、改正の流れをじく簡単に整理しますと、こういうことであつたかと思われます。一つは、公取委試案骨子で出された純粹構造規制的発想の企業分割措置案がかなり糾余曲折を経ながら最終的に与野党一致の可決をみて成立したこと、二つは、いわゆる管理価格規制のあり方について、野党、消費者団体、労働組合が原価等の調査・公表さらにはカルテルに対する価格の原状回復命令を求める政府与党・産業界がそのような制度は採用すべきでないとして対立したことがあります。この背景には、寡占体制下における独禁政策のあり方として、市場構造規制の道を歩むべきか、さらに、「不公正な」価格設定、「不適正な」利潤追求に対する是正という「社会的公正」原理に基づく弊害規制的手法へ踏み出すべきかという発想の対立が底流にあつたかと思われます。⁽⁷⁾ うまでもなく、「社会的公正」の実現という理念は、当時の三木武夫首相の標榜した政治的スローガンでもあったわけです。まず、はじめに、五一年改正を立法政策学という見地からお話をいただけませんでしょうか。

(菊地)

立法政策学についてですが、当時の我が国では、特に重要な

コスト・ベネフィット分析に基づく立法政策学が確立していたかとの質問については、残念ながら書かれた書物はなかつたと思います。平井先生の論文を初めて拝見したのが昭和五年六月からジュリストで始まつた連載⁽⁸⁾でした。私は昭和五一年の四月一日付けて退官しましたので、昭和五二年改正の立案作業には参考にすることはできませんでした。しかし、米国の一流の反トラストの法律学者と経済学者が、コロンビア大学の研究セミナー主催のシンポジウムに参加し、その内容を公表していることに羨望の想いがありました。

私が当時参考にしたのは、一九七二年に出版されたDasgupta & Pearce の共著による "Cost-Benefit Analysis : Theory and Practice"⁽⁹⁾ と、ジョンネーブの国連歐州本部の売店で見つけた Assmann の "Okonomische Analyse des Rechts"⁽¹⁰⁾ です。これらは、若干は経済法のコスト・ベネフィット分析の必要性と方法の基礎理論を展開しているものでしたので、参考になるところはありましたが、改正案の策定にあたつて具体的な方法について示唆を受けるものではありませんでした。

外国における立法政策学の当時の状況は、体系的に論じられたものが少なく、少なくとも我が国では、経済法の領域については、全くなかつた状況であったと思います。しかし、当時

のドイツの場合は、政府の法律案を議会へ提案するに当たって、議会に対し当該年度内の施行経費案を摘要することとなつていました。これが立法におけるコスト・ベネフィット分析を進展させる基礎的なシステムになっていた、と思います。しかし、その具体的な内容と方法については、連邦カルテル庁の年次報告でも明確ではありませんでした。我が国の場合は、そのようなシステムそのものがないので、立派な法律やその改正法が成立しても、その施行経費に関連する予算が削られると、その法律を生かすことができないことが実態であったと思われます。ドイツのようなシステムが存在しないことが、コスト・ベネフィット分析に基づく立法政策学の進展を阻害する一要因であったかと思います。

他方、前述しましたように、米国では、一九七四年（昭和四九年）の秋、企業集中と反トラスト政策について、経済学者と法律学者が共同討論をした記録、通常「ニューラーニング（New Learning）」と称されていた「Industrial Concentration — The New Learning」が、コロンビア大学の「法と経済研究センター」によって出版されました。¹²私の退官する一年半前でした。この著書を航空便で入手したのが第一次五党修正案の可決された一九七五年七月の直後でした。第一次案の立案作業段階

では、読むことができませんでした。

この著書は、当時の米国の著名な法学者、経済学者が一九七四年三月開催の会議の討論をまとめたもので、一九六八年のいわゆるニール・リポート、一九七二年のいわゆるハート法案といわれる産業再編成法案についても検討されていたので、私は非常に勉強になりました。この著書の充実した内容に驚いたところです。詳細は、後に「報告の機会を得たいもの」と思っています。

ところで、公正取引委員会事務局、特に改正作業担当課官房企画課では、昭和五二年改正法の立案に当たり、例えば、課徴金について「適正手続の保障」の原則の枠組のなかで、どのような手続を設定する可能性があるかという制度設計について、行政コストが最も低いものでなければならないとの発想に基づいて、いくつかの課徴金手続を設計して、公取委事務局職員の増員、事務量、経費等を計算し、その計算結果を踏まえて立案を行ったものです。

他方、一例を言えば、株式保有規制の強化についても、株式保有を何パーセントに規制強化すれば、どの程度の株式の放出量があるかは、公正取引委員会の調査で分かっていました。当時は立法過程が秘密の中についたため、これら立法の根拠とな

る分析が明らかにされてこなかったものです。しかし、株式について、それを何年で放出させればいいか、経過規定の策定は五年にするか、六年にするか、一〇年にするかによって、株式市場に決定的な影響を与えて株価が急激に低落して、株主への補償をめぐる問題を回避するための経過期間の設定は、株式市場論との関連で分析することが必要不可欠でした。このような問題も、自民党山中調査会¹³⁾で提起され、検討したところです。山中貞則先生は、野党、学界、公取委事務局でも提起しない問題を敢えて提起する必要のあることを指摘されました。

しかし、経過期間の設定問題は学界では全く提起されず、当然、議論されることもありませんでした。当時、表に出ていた

い問題提起、議論については、立法過程の資料をもつとオーブンにして、独禁法の立法政策学の発展のために資することを期待しています。

このようないい問題提起、議論については、立法過程にココスト・ベネフィット分析に基づく立法政策学を取り入れることも重要な課題の一つでした。同時に、法律学と経済学等との接合や乖離の限界についての研究が大きな課題でありました。法律学と経済学、産業組織論などをどのように結び付けるかという困難な課題に直面せざるを得ないという認識は、担当者として持っていましたが、残念ながら両者の接合のための基本的な方法論については余り本格的な議論はなかったと思います。その点、ドイツの場合は、いわゆるオルドー学派を中心的に、法の理念あるいは法的確実性の議論や正義論を踏まえながら、経済学的な認識を立法政策にどのように取り入れることが可能であるかについて、長い論争が続け

るに保管されていました。断りもなく、あるファイルを見たところ、偶然、私が退職する日、昭和五一年四月一日の資料をみたら、私が公取委人生の最後に書いた鉛筆書きのメモ数枚が残っていました。これは私にとっては非常に懐かしいのでコピーをいただきたいとお願いしました。図書館の方は、驚き、この資料は秘密の取り扱いで、図書室の公開されている資料ではありません、と言われて、断られました。当時の法改正関係の書類は、厳重に整理、管理されていることに、喜びと共に、複雑な思いが交錯しました。

当時の状況では、立法過程にココスト・ベネフィット分析に基づく立法政策学を取り入れることも重要な課題の一つでした。同時に、法律学と経済学等との接合や乖離の限界についての研究が大きな課題でありました。法律学と経済学、産業組織論などをどのように結び付けるかという困難な課題に直面せざるを得ないという認識は、担当者として持っていましたが、残念ながら両者の接合のための基本的な方法論については余り本格的な議論はなかったと思います。その点、ドイツの場合は、いわゆるオルドー学派を中心的に、法の理念あるいは法的確実性の議論や正義論を踏まえながら、経済学的な認識を立法政策にどのように取り入れることが可能であるかについて、長い論争が続け

られていたように思います。これには、ドイツにおける独占禁止法である競争制限禁止法の施行が昭和三三年であり、戦後それまでは占領政策の一環であつたカルテル解体令に基づく規制

が行われてきたため、実に十数年にわたってオルドー学派を中心とした理論的な検討の蓄積がなされたという日本との制定史の違ひが反映されているように思います。

私は一九六二年に公正取引委員会に入局しましたが、有賀美智子先生に最初に渡された書物が一九五九年にハーバード・ユニバーシティ・プレスから出版された、ケイセン・ターナーの共著による『Antitrust Policy』、副題が「An Economic and Legal Analysis」という書物でした。⁽¹⁷⁾これが、私が独禁法の法律と経済との関係を勉強した最初の書物であったかと思います。日本と異なり、アメリカでは反トラスト法の基本理念について、激しい規範意識の対立は余りなかったと思います。むしろ、アメリカにおけるその後の進展として、いくつかの書物で法律学と経済学との接合の可能性について記載されていたかと思します。

その後、一九六二年に出版されたMark S. Masselによる『Competition and Monopoly; Legal and Economic Issues⁽¹⁸⁾』を読みましたが、これも立法政策学という点についてはあまり記載がありませんでした。産業組織論については、ベインの『産業

組織論⁽¹⁹⁾』がその後出版され、昭和四〇年ころ、この輪読会が宮澤健一先生等との間で行われ、私も参加しました。

(当方)

株式保有の総額規制については、当時、経過措置として現保有額の範囲内で株式保有を一〇年間認めたこととしたのは甘すぎないか、猶予期間として長期にするのではないかといった議論がありました。経過措置期間を一〇年としたのは、株式市場への影響、規制対象会社の純資産の伸び等を総合的に勘案した結果だというのが教科書的な回答ですが、確かに当時、証券市場への無用の混乱を防止するには何年が適切か、といった実証分析がなかっただけに猶予期間の設定は難しかったかと思われます。ところで、輪読会ですが、公正取引委員会の職員も広く参加していたのでしょうか。

(菊地)

いえ、私だけだったと思います。何で私が行けと命じられたのかよく分かりませんが、参加者のほとんどは学者の方だったと思います。

私も自分の論文によく引用させていただいているのですが、

早稲田大学の和田小次郎先生によれば、立法過程は、錯雜した政治社会の利害対立や、対抗関係がうすまく力の場で展開されるプロセスである。同時にそれは、異なる社会的規範意識相互の対立、相剋であり、法の理念ないし正当性をめぐる闘争でもあるとされています。

和田先生が述べられているように、日本の場合、独禁法についての理解の仕方、規範意識がそれぞれの立場によって非常に異なる特殊な状況であったと思います。

野党はどうらかというと、管理価格規制については価格監視的な規制を設けようとする発想であり、自民党の一部もその点は基本的には変わりませんでした。消費者団体は、カルテルによって価格が引き上げられたら元に戻すのが当然の論理と考えられていました。他方、学界では、独禁法の理論を市場構造、市場行動、市場成果のいわゆるSCPパラダイムを中心とし、特に当時はハーバード学派が圧倒的影響力のあった時代でありましたから、市場構造と市場行動の規制が大事であり、市場成果についてはアンタッチャブルとすることが反トラスト法の原則であり、もつとも望ましいというところでした。

このように、規範意識とセオリーとの間に非常に大きなギャップがあつたと思っています。当時の実感として、我が国のよう

に独禁政策、独占禁止法制に対する規範意識が、政党間、特に、政府与党と社会党等の野党、さらに、消費者団体、労働団体、各省間、特に公取委と通産省との間で、非常に厳しい対立がある特殊性からすると、その規範意識についての日本の風土をどうとらえて対応するかが極めて重要でした。これは法律学や経済学の領域だけではなく、政治学者にも分析していただきたい領域だと思っていました。

例えば、昭和四年の八幡富士の合併事件^{②2}、私は審判開始決定と緊急停止命令を起案しましたが、一橋大学の学長であった中山伊知郎先生を中心にして、合併は認めるべし、むしろ市場支配力の濫用を行わないよう価格監視機構を設置すべきとう、独占禁止法の基本的理論とは異なる提案が行われました。端的に言うと、合併による生産規模の拡大は生産効率を向上させ、国際競争力の強化の効果があるので、この合併は認めて、価格監視機構を設置して市場支配力の濫用をチェックすべきであると主張しました。こうした独禁法についての規範意識の対立が独占禁止法の基本的理論と異なった見解による規範意識が進展していたという特殊な側面があつたと思います。国際的動向からは、当時の独占禁止政策、独占禁止法に対する基本的理論、規範意識の対立は、日本的な特殊な風土であつたと考

えられました。国会でのエピソードを紹介しますと、八幡富士の合併事件のときには衆議院の商工委員会で、学者等を呼んで口述意見の聴取が行われました。名古屋大学経済学部の藤井隆先生（経済政策学）というマルクス経済学の先生がおられたのでですが、自由民主党がその衆議院商工委員会の公聴会の公述人として藤井先生を推薦したことが、公聴会の前日の深夜、伝えられました。私は、衆議院商工委員会の開催直前、社会党的商工委員会の理事中村重光先生に、「藤井先生はマルクス経済学者といわれていますが、商工委員会の自民党的理事の先生は知っているのでしょうか。」と伝えました。そうしましたら、中村先生は自民党的理事の先生のところへ行かれ、協議されていらっしゃいましたが、藤井先生はすぐにリボンをつけて委員会室に入つて来られましたので、いかんともできなかつたようでした。確かに、藤井先生の公述意見の趣旨は、企業集中は必然であり、本件合併を認めても、その市場支配力、特に価格支配力の濫用を監視、規制して、将来、公的企業への転換の基礎とすることを望ましい、と言うものであったと思います。

こうしたエピソードからも当時の議論の状況が理解できると思います。当時、米国で政治的にリベラルな経済学者として有名だったガルブレイス教授の『新産業国家』が出版されたばかりで、昭和五二年改正をめぐって経済学者と法律学者とが共通のアプローチはできないにしても、それぞれの立場から相互に声明、意見書をまとめ、それが法律学と経済学との接合の限界を模索する出発点になつたのではないかとは思います。しかし、今日でも立法政策学、特に、経済法の領域のように経済学と非常に密接不可分な法律、政策問題については、まだコスト・ベネフィット分析の手法の開発が未成熟だと思っています。

その意味では、一九六八年、法律学者、経済学者を含む経済界、言論界、消費者団体等の優れた人々によって構成された独占禁止懇話会（会長 脇村義太郎）が発足、さらに一九七五年、法律学者、経済学者を中心にして「独禁法研究会（会長 金澤良雄）」が発足、独禁法運用の現状を踏まえた政策論が論議される場が

りでした。これはBBCの放送を基本にして大著として出版されたのですが、私はちょうどそのときロンドンにいて、このBBC放送を聞いて、激しい衝撃を受けました。ガルブレイス教授は、世界で最も厳しく、長い伝統をもつアメリカの反トラスト法の欠陥を鋭く指摘していました。いわゆる「いちじくの葉」論争^⑤を巻き起こしたのです。私が倉成委員会^⑥に出席したときに、通産省の官僚から衆議院議員になって間もない林義郎先生と私の間の最初の議論はこのガルブレイス論争でした。

昭和五二年改正をめぐって経済学者と法律学者とが共通のアプローチはできないにしても、それぞれの立場から相互に声明、意見書をまとめ、それが法律学と経済学との接合の限界を模索する出発点になつたのではないかとは思います。しかし、今日でも立法政策学、特に、経済法の領域のように経済学と非常に密接不可分な法律、政策問題については、まだコスト・ベネフィット分析の手法の開発が未成熟だと思っています。

設定されたことは画期的なことだと思います。
しかし一九六八年、独占禁止懇話会の発足に当たっては、通産省から厳しい批判があり、当時、公取委事務局企画官室（大蔵省出身の伊予田企画官）で企画主任（係長）をしていた私が、通産省との厳しい論争をしたことを鮮明に記憶しています。通産省の主張の骨子は、行政委員会としての公取委は政策官庁であってはならない、というものでした。この論争については、口答による討論だけではなく、文書によっても行われ、激しいものでした。この論争を経て、独占禁止懇話会が発足したものでした。当時は、八幡・富士合併事件の事前審査の段階であり、公取委廃止論、公取委の組織論が提起されていた時期でした。

から先生がおっしゃった最後の話、法律と経済の対話・協働は我々、公取委競争政策研究センターの課題でもあります。

資料
資
産省から厳しい批判があり、当時、公取委事務局企画官室（大蔵省出身の伊予田企画官）で企画主任（係長）をしていた私が、

（菊地）

私が改正作業に携わってから約三〇余年を経過し、競争政策研究センターが設けられたことで、ようやく、ある問題は経済学からアプローチ、法律学からアプローチと、別々のアプローチを行うのではなく、共通の問題をそれぞれの土俵に立って切磋琢磨する共通の研究の場がやっと出来たと感慨ひとしおのものがあります。立法政策学、特にコスト・ベネフィットの考え方方はまだ未成熟ですが、その点については、これからセンターの活動に大きな期待をしています。

（当方）
さきほどご紹介いただいた管理価格規制について、公取委試案骨子では、原価公表制度を導入することにしていましたが、これには産業界および通産省からは強い批判がありました。原価の公表は企業秘密の侵害であり、かつ原価と価格との関係について一種人民裁判的な議論を招くというのです。一方、野党

二 与野党との調整

（当方）

昭和五二年改正では、政党間、省庁間、利益集団間の対立とその妥協の産物だったと思われます。政党間の調整という点では、与党との調整に多大な労力が割かれたと思います。また、官庁間の調整という点では、実質的な改正作業は当然公取委事務局が行つたわけですが、組織上は内閣官房の内閣審議室が担

昭和五二年独占禁止法改正の実像（一）（林）

当し、その過程で法務省・通産省や内閣法制局等との折衝があつたと思います。また法制局にも、衆参両議院法制局と内閣法制局があります。まずはじめに、当時の議院法制局と内閣法制局の違い、あるいは特徴といったことからおうかがいしたいと思います。

（菊地）

政府提出法案はすべて内閣法制局の審議を経るものであり、衆、参議院法制局はそれぞれの議員提出法案を審議することとなつております、全く異なるものです。元来、内閣法制局は各省調整が終わつたものでなければ、審議はないというのが原則でした。しかし昭和五二年改正法第一次政府案の場合は非常に異例なことに、各省調整が終わらないままに、内閣法制局に法案を持ち込まざるをえませんでした。

元来、内閣法制局は過去の法理論を非常に重視する傾向にあります。一方で、衆参議院法制局は、取り上げる法案が議員立法であるので、内閣法制局に比較して既存の法理論にとらわれることなく、新しいアプローチで法律案を検討する傾向があつたように思います。

また昭和五二年改正法のような大規模な改正の場合、必要に

よっては法制審議会にかけることがあります。当時の法制審議会にかけると少なくとも七、八年くらいかかるといわれていました。この法制審議会の有無が内閣提出法案と議員立法との異なる最も重要な点ではないかと思います。当時、法改正担当者としては、法制審議会の審議を必要とする議論とならないようにして、内閣法制局の審議が迅速に行われるようという方針で法案の条文を作成するよう配慮せざるをえませんでした。このことは、私の最も留意したところです。例えば、当時、会社法には、いわゆる「会社分割」の規定はありませんでした。一般に、企業分割という強烈な用語を用いても、その具体的方法を「会社分割」によるとすれば、会社法の改正が必要となり、法制審議会の結論を待たなければならない状況でした。この点についても、法務省民事局枇杷田参事官と協議したことがありました。同参考官には、当時、会社法に分割規定のあったのは、フランス会社法だけでしたので、急いで予め勉強して、数回、ご説明申し上げました。参考官が申されたことは、この問題は、会社法全体の改正の一項目ではあるけれども、法制審議会にかけなければならない問題と考えられる、ということでした。会社分割の方法は避けざるを得なかつたのです。

当時は大体、内閣法制局の審議が終わるのは、通常、夜一〇

時頃だったと記憶しています。朝七時半頃から国会議員の求め
る勉強会があり、昼は内閣法制局、各省調整が非常に詰めた内
容で行われ、同時に、精緻な法律論の詰め、国会議員等からの
質問等は夜の一時頃からもありました。それで大体深夜二時
頃まで、国会議員の先生と電話などでやり取りをしたことあり
ました。

(当方)

昭和四九年から昭和五〇年にかけては家にほとんど帰ること
なく改正作業に没頭されたという話を聞いておりますが。

(菊地)

私が、公取委事務局を退官する前日の昭和五一年三月三一日
の毎日新聞に、私の退官について「ある退官」と題する記事が
あり、そのように記載されていたと思います。しかし、それは

余りにもオーバーな表現です。正月休みは帰りました。それで

も一九七三年から一九七五年三月までの間は、毎年、自宅で寝
たのは二ヶ月程度であったと思います。八幡富士合併事件⁽¹²⁾の時
は、確か役所の地下の「せんべい布団」にくるまつて過ごした

こともありましたが、昭和五一年の法改正の第一次案の立案の

時は、ある限られた期間でしたが、新橋の第一ホテルに宿泊さ
せていただきました。いつも午前一時か二時に役所を出て新橋
の第一ホテルに歩いて帰るのでですが、ホテルの守衛さんが「お
国のために御苦労さんです」と言ってくれたことを覚えていま
す。馬場正雄先生とそのホテルで偶然、何度かお会いしたこと
が思い出されます。「歴史は夜作られる」といいますが、国会
の動きは午前二時くらいまでの動きによって、すっかり変わ
ってしまうことも時々ありました。深夜を含め、相互の電話連絡
や話のできる人間関係を作るのが非常に大事であることを実感
したものでした。理論、立法技術や各省調整も大事ですが、何よ
りも、立法者である国会議員の先生との人間的信頼関係が重要
であり、特にこうした厳しい対立のある立法作業に携わる場合
は非常に大事であることを痛切に今でも思っています。その点、
私は非常に恵まれていたと感謝しています。

(当方)

どういった国会議員との交流がおりだったのですか。

(菊地先生)

法律改正時には林義郎先生はじめ自民党の議員だけではなく、

共産党を除く野党議員の先生にも呼ばれて、お会いする機会がありました。法律改正作業に参画した当時は初めて存じ上げる先生が殆どでした。自民党では、田中六助先生、林義郎先生、三木派の鯨岡兵輔⁽³⁹⁾先生、河本敏夫⁽⁴⁰⁾先生でした。私と三木武夫⁽⁴¹⁾先生との出会いは、一九六八年のパリのO E C D 「制限的商慣行専門家委員会」に公取委事務局有賀美智子⁽⁴²⁾参事官と共に出張、その後、ロンドンでイギリスの合併規制の動向を学ぶために出かけたときでした。当時、三木先生は外務大臣でしたが、わざわざ三番町の立派な「三木事務所」に招かれ、助言だけではなく、海外出張のための「お祝い」と称するものをいただきました。それ以来、折に触れて呼ばれていました。仕事のことについては、一切質問されることなく、長い闘病生活を耐えて遅れた出発をした役人と聞いているが、どんな仕事と生活であるかについて率直に報告することを求められたものでした。私への招きは、当時の竹中喜満太⁽⁴³⁾公取委事務局長を通じてのものでした。その経緯は、今日も分かりません。そのようなこともあります。特に、河本先生とは、退官して青山学院大学に転職後も、先生の求めによりお会いし、先生のお孫さんを自宅で指導したこともあります。

野党では、社会党の多賀谷眞穂先生、板川正吾先生、横路孝弘⁽⁴⁴⁾先生、対馬孝且先生、公明党的近江巳記夫先生等でした。私は、北海道の出身で、社会党的岡田春夫先生は、近所であり、旧制町立岩見沢中学（現岩見沢東高校）の大先輩であり、家族ぐるみの交流もあり、特に、戦後間もない私の闘病生活の時代に激励を受けました。先生のご依頼により、社会党的先生とお会いする機会があつたということです。

率直に申しまして、昭和五二年改正が行われるまでの間、公正取引委員会事務局全体としては、与党の国会議員の先生とのパイプは比較的に少ない状況であったと思います。当時の社会党の綱領では、社会主義体制の確立を目指していましたが、社会党は、戦後、独禁政策を終始支え、公明党、民社党もこれを支える基盤でした。しかし産業界、政府、与党は、公正取引委員会に常に批判的という状況でした。したがって、公正取引委員会は、社会党やその他の野党的先生にはいろんなパイプを持っていたようですが、肝心の与党にはほとんど有力なパイプはなかったと思われました。当時、与党とのパイプを太くつかつめ細かくもつていた大蔵省の協力、内閣審議室等との共同作業なしには、この改正は実現できなかつたと思います。

(当方)

与党との調整において、特に自民党の独占禁止法改正に関する特別調査会、これは、税調のドンとして知られた、故・山中貞則⁽⁴⁷⁾氏率いるいわゆる山中調査会のことですが、この調査会の存在は大きかったと思います。山中調査会での議論の状況、調整に苦労なされたことについてお聞かせください。また、その他与党の支持を得るに当たって努力された点などございましたらお聞かせください。

(菊地)

私は、当時、公取委事務局官房企画課長補佐にすぎませんでした。ただ、公取委及び事務局から山中調査会への出席を命じられ、山中先生に許されたたった一人の公取職員であつたに過ぎません。内閣審議室長の原徹さんと同参考官大橋宗夫さんが常時ご出席されていましたので、私ごとき者が、直接、同調査会での議論に参加、反論のための説明などをすることはできません。まして調整の役割を担うなどは到底できない立場でしょ。私の立場、役割は、主として、山中調査会での議論を客観的に把握し、それを公取委に伝えること、山中先生に対して専門的な立場から意見を述べること、法改正の立案作業に生かし、

参考にせざるを得ない領域について検討することでした。

確かに山中調査会での半分のエネルギーは公正取引委員会の組織及び職能分離への不信、特に職能分離に費やされたといつても過言ではないと思います。

青木一男先生が公正取引委員会違憲論⁽⁴⁸⁾を強硬に主張されました。また、当時、中川一郎先生、石原慎太郎先生、渡邊美智雄

先生といった方が「青嵐会」を結成されましたが、青嵐会の先生をはじめとする他の先生方も青木先生に同調され、職能分離にも厳しい言葉を浴びせられました。私としては、山中先生にペーパーを出したり、徹夜でご説明したりして、これは我が国固有の問題ではなく、アメリカにおいても一九三〇年代、いわゆるニューディール政策の時期に一〇年にわたって、行政委員会不信論を克服するため激しい論争が続けられた歴史があり、このアメリカの歴史に学ぶべきことを説明し、山中先生には基本的には理解していただいたものと思っています。青木先生に対する対しては、山中先生は「こればかり議論していたら前にちっとも進まない」と、青木先生の御意見を発表できる場を用意するとともに、礼を尽くして反論されていました。実際、青木先生の『公正取引委員会違憲論』が論文として発表されたのは『ジュリスト』⁽⁴⁹⁾だったと記憶してます。山中先生は調査会の他の議員

昭和五二年独占禁止法改正の実像（一）（林）

に対してもきちんと礼を尽くして説明、反論し、議論をまとめさせてくださいました。山中先生がいらっしゃらなかつたら法改正作業は何も進まなかつたと実感しております。山中調査会ができる前のいわゆる倉成委員会では、議論はするけれど、なかなか先に進むことなく、何も決定されることはなかつたと思ひます。山中調査会とは性格が違います。山中先生の存在は本当に大きかったです。私が先ほど人が大事だと申したゆえんです。

（当方）

先輩の青木氏にきちんと礼を尽くされる山中氏の持つて行きかたはさすがですね。当時は菊地先生が御一人で山中調査会へ説明に行かれたのですか。

（菊地先生）

山中先生は、当時の高橋俊英・公取委委員長⁵⁴を山中調査会に絶対出さないと決めておられていました。⁵⁵それは、行政委員会の委員長を政党の調査会に出席させることは適当ではなく、また石油カルテル事件の告発等もあり、自民党議員の中には高橋委員長に対する猛烈な反発もあり、来ても喧嘩になるだけだという理由だったと考えられます。これは当時の状況からすると、前年の晩は、赤坂のホテルニュージャパンの先生の事務所で、

ばもっともなことであつたと思います。その代わり公取委事務局長が出席することになりましたが、どういうわけか一回か二回、出席されただけで、原内閣審議室長と大橋同室参事官が常時出席し、公取委事務局から私が説明担当員として出席することになりました。ところがあのような大改正で公正取引委員会の事務局から一課長補佐しか出ないというのは前例がなかつたと思います。山中先生からは、私が高橋委員長のスペイと思われるといけないので、お前はメモを取つてはいけないと言われました。しかし私は、公取委から出席を許された唯一の者でしたので、調査会の討議の状況については、委員長等に正確に報告する責務がありました。必死になつて、調査会の状況、諸先生の御発言の内容を正確に記憶するよう努力しました。そして、調査会から戻ると直ちに、記憶していることをテープに録音、その録音したものを、今、近畿中国四国事務所の総務管理官をしている鈴木裕史君⁵⁶が文書にしてくれました。大変な作業であったと思います。

調査会では、私は専門的なことについて極めて稀に説明することはありましたけれど、基本的には、大きい問題等を含め全て山中先生がお答えになつていきました。山中先生がお答えになつた前の晩は、赤坂のホテルニュージャパンの先生の事務所で、

徹夜で説明を求められ、勉強をしたことも少なくありませんでした。先生は当時から糖尿病でしたので無理はできませんでした。先生が疲れて、暫らく寝るので、お前も休めと言われました。先生が仮眠をされていても、私が寝るわけにもいきませんでした。先生の仮眠の姿、そのお顔には、この法改正に賭ける政治家としての壮絶な姿、疲れと強烈な意志が示され、人間としての生き様に、胸迫る感動を受けました。

山中先生は大変な努力家でした。台湾師範の御出身ですが、税制についても大蔵省の官僚がかなわないというくらい税法、租税理論についても精通され、長い間、自民党税制調査会会長の要職に就かれていました。独禁法の勉強、研究も極めて精力的で、先生の独占禁止法令集は、赤線等が書き込まれて、ボロボロっていました。先生には、緻密な分析のためのオーネックスな勉強、研究者としての努力と政治家としての決断力を教えられました。

山中調査会では、山中先生以外で独禁法改正に非常に理解を示してくださったのは田中六助先生でした。田中先生は日本経済新聞の記者から衆議院議員になられた方で、マックス・ウェーバーの研究者でもあり、自由主義経済と倫理との関係についても深い関心を寄せられ、改正法案をめぐる諸問題について非常に

にオーソドックスにとらえられる先生でした。改正の必要性を強くご認識され、大変サポートしてくださったことを今でも覚えております。特に、先生とは、議員会館の部屋で、独禁法改正問題だけではなく、マックス・ウェーバー等について議論をするのも少なくありませんでした。先生は、一九七五年五月『経済評論』に「独禁法強化のために」と題する論文を発表され、「日本の産業が眞の意味の自由主義経済の秩序をとり戻し、日本の企業が自由競争によって瑞々しい生命力を活動させる新しい地ならしをするチャンスは、独禁法改正強化に論議が集中している現在をおいてはないと」述べられています。この論文には、マックス・ウェーバー、オイケンの引用もされていますが、その草稿の段階で、先生が私のコメントを求めて、先生の秘書が企画課の私に届けてくださいました。僭越ながら、若干のコメント、修文案を提示することがありました。しかも先生は、一九七四年一二月、自民党工商部会長として『経済評論』に、「独占禁止法改正とわが党の見解」さらに一九七五年一月、『週刊東洋経済』に「時代の要請を洞察して強化改正を」と題する論文を発表され、終始、公取委試案については、慎重な態度を示しながらも、競争的産業体制の維持・促進が自民党の産業政策の基本であり、自由主義経済秩序の基本として、独禁法

昭和五二年独占禁止法改正の実像（一）（林）

を位置づけるべきことを主張されていました。田中先生との関係は、一九七三年頃、先生に呼ばれて、議員会館に出かけた時に、マックス・ウェーバーの著書があり、それを巡る質問を受けたことが契機でした。

（当方）

野党には山中先生に相当するような先生はいらっしゃったのですか。

（菊地）

社会党の政策審議会独占禁止法調査会会长は多賀谷真穂⁽⁶⁾先生でしたが、大変協力してくださいました。課徴金について、商工委員会での審議で、いわゆる裾切りの問題や二重処罰の問題といった極めて法律的な問題があつて頭を抱えたことがあったのですが、その際に多賀谷先生のところに私が参りまして相談しました。当時、予算委員会の理事だった横路孝弘⁽⁶⁾先生に商工委員会の委員の質問時間を切り替えるなどの対応をしてくださいました。御茶ノ水の駅のそばの喫茶店みたいなところの屋根裏で横路先生の質問等について相談したこともありました。多賀谷先生には、折に触れて呼ばれて説明したり、お願ひしたり

もしました。そういうことまでやれる信頼を多賀谷先生にいただいたことは私にとって本当にありがたいことだったと思います。法改正の審議の過程においても、大事なところは、山中先生、多賀谷先生との電話連絡、会合、メモの交換をされたりしていました。政治の世界では、それぞれの立場が異なっていても、人間としての信頼関係が大事であることを教えられました。

公明党の近江巳記夫先生とも交流が密でした。先生は、独占禁止法の改正問題だけではなく、消費者保護の問題にも熱心でした。ドイツの競争制限禁止法についても説明を求められたこともございました。特に先生は、消費者団体訴訟、集団訴訟（クラス・アクション）にも大変な関心をもたれて、公明党の政策審議会事務局職員小山修史さんも呼んで、一緒に政策問題としての勉強を勧めっていました。

（当方）

職能分離については未だに統一している批判であるともいえますが、その当時はどのような議論がなされたのでしょうか。当時の議論を見ていくと公正取引委員会の組織および審判手続に対する不信感は今以上に根強いものがあります。当時は「公

正取引委員会違憲論⁶³が主張される時代でした。今は、たとえどんなに公取委に対する批判が強くても、公取委をなくしてしまえとか公取委をどこかに吸収させろという議論はありません。しかし、当時は必ずしもそうではなかったように思われます。公取委の行政機関としての在り方そのものが批判の対象になっていたかと思われます。

(菊地)

八幡富士合併事件⁶⁴のときには、組織論として公取委を経済企画庁に吸収させるという議論はありましたが、昭和五二年改正第一次案立案当時は、たしか経団連、経済同友会などでは、公取委は行政機関でありながら職務が独立し、内閣総理大臣の指揮、監督下にないのは行政の一体性を損なわないかななどという問題の提起が行われたり、青木一男先生による公取委違憲論⁶⁵がありました。が、組織論よりは職能分離についての批判が最も厳しくなされました。

公取委事務局の審判官の資格は、法律では非常に抽象的に「審判手続を行うについて必要な法律及び経済に関する知識経験を有し、かつ、公正な判断をできると認められる者」と規定⁶⁶されているだけで、国会議員の言葉でいえば、当然

のことを規定しているだけで、特別の資格を具体的に定めたものとは考えられない。法曹資格も持たないでいいのか、という素朴な問題提起がありました。端的に言えば公正取引委員会事務局職員であれば、審判官も審査官も「同じ穴の狸と貉」でないかというものです。この点については、審判手続の公正の確保との関係であり、職能分離による審判手続の構造への理解をしていただくことは非常に困難でした。

これら批判に対しては、一九三〇年代、行政委員会制度、行政審判制度への不信はアメリカの行政審判手続発展の歴史の中にもあつたところで、昭和五二年改正当時の問題意識と同様であることから、その批判を克服したアメリカの歴史に学ぶべきだということを私は主張しました。Davisによる文献⁶⁷にも、Roscoe Poundによる文献⁶⁸にも書かれているとおり、当時のアメリカにおいても一〇年掛かったのだから、日本では一〇年掛かっても仕方がないのではないかと、山中先生に細かく四回にわたってご説明したことがあります。

他国とは法制度、権能が異なることから、同列に比較するのは妥当でないといえます。山中調査会で、突然、「審判官はドイツでは偉いのに、日本はどうなんだ。菊地君、君は審判官やつたことがあるか。」と言わされましたので、「私のごとき者は、た

とえ終身、公取事務局に勤務していても審判官という高い地位には就けません。」と回答しましたら、若干、納得されたようでした。

（当方）

吉川大二郎先生によれば、「公取委員会の現行審判制度こそは、徳川幕府における奉行制度にも比すべく、近代的裁判制度の古代封建的裁判制度への逆行と評することもでき」と、公取委の審判手続を痛烈に批判されています（吉川大二郎「公正取引委員会の審判手続」民商法雑誌六〇巻六〇号八二三頁（一九六九年））。日本の場合は通常の人事ローテーションの中で審判官に着任します。審判制度については未だ批判が強いところかと思います。

三 省庁間の調整

（当方）

審判手続に対する批判は、いまだに根深いものあるかと思います。というのも、この批判は、単に審判官の資格要件をめぐる議論だけにとどまらない、公取委の制度論・組織論につながる批判だからです。この辺の議論については第四回で詳しくお聞きしたいと思います。

（菊地）

公正取引委員会の扱う事件は経済学なり産業組織論の知識なしにはできるものではありません。このことの理解がなかなか進まないのは現在でも共通の課題であり、今後も公正取引委員会は誤解を解いていく必要があるのではないか。また、

条文上、審判官の資格要件が抽象的に書かれているのも誤解の

一因になっていると思います。これに加えて、当時は審判手続や準備手続に対する不信も法曹界にはあったため、今以上に行政審判制度への不信が強くあつたものです。

(菊地)

通産省には、箱根の会議⁽⁴⁰⁾が終わって金澤先生が企業分割、原価の公表、原状回復命令の導入、課徴金の新設と刑事罰の強化の五項目について独禁法の改正が必要であるとの中間報告⁽⁴¹⁾をされ、その後、これを基に九項目の改正試案を作成、公表したときには、通産省審議官の天谷直弘さん⁽⁴²⁾という有名な、大変な論客が、「モーゼはシナイ山に登って神から十戒を授かったが、高橋委員長は箱根の山から九戒をもって下がってこられた」と、痛烈な批判をした論文⁽⁴³⁾を発表されたことを記憶しています。このことに端的に示されているように、壮絶な闘争でした。しかしながら、通産省が「人民裁判」であるとして厳しく反対していた原価の公表については、私自身も多くの疑問があり、立法技術的にも困難であると思っていました。

(当方)

それが同調的価格引上げの報告徵収という形で最後は取締していかなければですね。

(菊地)

端的に言いますと、独禁法の理論からすれば、原価の公表の

変容とも言うべき同調的価格引上げの報告徵収の制度は多くの問題を残した改正でした。平成一七年の法改正⁽⁴⁴⁾で削除されました、削除すること 자체は結構だと思います。ただし、あの条文の「・」一つにも色々な政治的な争いの中で策定された経緯があることは忘れるべきでないと思います。

一方で、内閣審議室とは、課徴金制度の是非をめぐる論争が一時期ありました。しかし、当時室長でいらした原さんが理解を示してくださいました。内閣審議室の協力がなければ例えば法人企業統計の分析、株式市場論との関係といった分析はできなかつたと思ってています。

また、法務省は、二重处罚禁止規定との関係について、課徴金制度を設けることに反対していました。改正問題は、国民生活安定緊急措置法の附帯決議で独禁法の問題について書かれ、そこから出発したというのが一般的の理解かと思います。また、課徴金制度が国民生活安定緊急措置法で初めて導入されたことは確かです。しかしながら、同法による課徴金の賦課については、今日まで、一度もなかったと思います。この前、退官された大阪高検検事長の東条伸一郎さんが、当時、法務省刑事局の参事官でいらっしゃって、東条さん自身が課徴金制度の実現に理解を示して下さいました。しかし法務省としては二重处罚禁止規定

の関係で反対でした。法務省としては、国民生活安定緊急措置法で課徴金制度を設けたけれども、これは前例としないとの見解であり、公取委は前例があることを足がかりに、法務省との関係は乗り切りました。東条さんがいらっしゃらなかつたら、課徴金制度について法務省は認めなかつたと思います。昭和五二年改正は大きい改正であつただけに、人と人との関係は非常に大事だったと省庁との折衝に関しても実感しています。

四 昭和五二年改正時と現在との違い

（当方）

二重处罚の問題一つにしても、当時と今とでは役所の反応や議論状況が全く違います。そこをよく理解しておかなければいけないと思います。今から考えると、昭和五二年改正はかなり短期間のうちになされたように思います。また当時、オイルショックとそれに伴う物価の暴騰、大企業に対する社会的な非難の嵐が吹き荒れるという一種異常な雰囲気の中で改正作業が行われました。立法担当者として、どのような社会的コンセンサスを得る努力が行われたのか、また、短期間で改正が行われたために議論の積み残されたとお感じになつた点についてお教えください。

（菊地）

短期間といいましても、実際は、一九七三年（昭和四八年）秋の石油危機のもとで生じた狂乱物価の直後、同年一二月、参議院物価等特別委員会における国民生活安定緊急措置法の与野党一致の附帯決議で、独禁法強化の改正の必要性が打ち出されました。⁽¹⁰⁾それが独禁法改正作業の出発点であつたことは、一般的な見解であったと思います。私も、政治的、社会的事実としては、全くその通りであると思っていました。

ところで、当時、私は、審査部第一審査長補佐専任であり、日本カルテル列島といわれるカルテルの摘発、審査に専念していました。私としては当時の改正の背景として、財政金融政策との関連で独禁政策をどう捉えるか、この点に主として関心を持つていました。ドイツの経済安定法では、財政金融政策と独占禁止政策は車の両輪であるということが明文化されていました。私はそれに示唆を受け、独禁法改正の原点は狂乱物価であるが、しかし、それを引き起こした原因は、単に、アラブ諸国の原油の供給制限、企業のカルテル、反社会的行動だけではなく、財政金融政策等の誤りも要因ではないかと考えていました。

一九七一年のニクソン・ショック以降、我が国の経済の内部に狂乱物価を引き起こすインフレ的メカニズムがビルト・イン

されてきたと思つてはいました。それは、七一年八月のニクソン・ショック以降の政府の経済政策でした。第一に、円切り上げの回避を最大の課題とした為替レート政策の誤りでした。

第二に、円切上げ後の財政金融政策の誤りでした。円の切上げは深刻な不況をもたらすと予測し、公定歩合を戦後史上最低の約四%に引き下げ、財政規模は公共事業費を中心に増大して、国債依存率も増大しました。^⑨七三年、景気過熱状態となり、公定歩合の引き上げ、財政支出の繰り延べ等の措置がとられましたが、時、既に遅く、過剰流動性と同時に流動通貨量が膨張しましたが、財政インフレ、信用インフレとが共存して、物価上昇率の

加速化の要因となつていていたものと思つていました。

その結果、ドルを溜め込む。低金利政策により、大企業、総合商社は投機的仮需要を生じて、卸物価主導のインフレ状態を招いたものと考えてはいました。総合商社は金がだぶついたから買占めをやる、株を持つ、したがって企業集団の株式保有は昭和四二、四三年ころから急激に増えている。それで昭和四九年くらいに改正法の骨組みが出来上がるうとするときに日銀がやつと大口の窓口融資規制を行い、その結果、独禁法成立以前に総合商社の所有株はかなり離れるという状況になりました。

(当方)

金融機関、総合商社の株式保有規制に関していえば、企業集団の形成が銀行等を中心とした融資関係の結合によるところが多いと指摘されていましたので、金融政策としての大口融資規制とかみ合わせた規制のあり方が検討されるべきだったということでしょうか。独禁法の株式保有規制よりもむしろ、財政金融政策をしっかりとやっていれば問題は解消されたのではないかと、こういうことですか。

(菊地)

ドイツのようにうまく財政金融政策をやっていれば、という思いです。例えばニクソン・ショックの当時、ヨーロッパでは外為市場を閉鎖したのですから。

でも一方で、私が心の中で、独禁法改正の千載一遇のチャンスだと思ったのは事実です。当時からカルテル規制についてはやらなければいけないと考え、内部では慎重に検討していたものです。私自身、『財政経済弘報』誌に「寡占体制と独占禁止法」と題して、九回にわたって論文を発表しました。^⑩確かに、昭和四四年に書き終わったと記憶しています。この論文は、寡占体制の下での独禁法の機能的な限界を比較法的に分析して、立

法論につなげることを意図したものでした。当時は物価問題懇談会が経済企画庁にあって、昭和四二年頃に既に管理価格について議論していました。私は係長でしたが、当時の経済部長からこの問題を研究しているのは君だから君一人で行って説明して來いといわれたので説明したら、その懇談会のメンバーだった伊東光晴先生に、それまでお会いしたこともなかったのですが、呼び止められて、飯野ビルの上のクラブに招かれて御苦労だつたとねぎらわれたりしました。

カルテル規制の話にもどすと、たしか、昭和四八年の勧告件数が一番多く、一年でたしか六六件、今日までの独占禁止法の歴史で依然としてその記録は破られない⁸³と思います。高橋委員長は商工委員会で、事務局職員はとにかく体力のぎりぎりの限界まで追い詰められるような生活をしているが、それでも累犯は後を絶たないと発言しました⁸⁴。そのような状況の下で、カルテルの効果的な規制が不可欠であるという国民的コンセンサスが確立していたと思います。

カルテルに対する効果的な規制として、消費者団体や学界では価格引下げ命令という議論が出ていましたが、私の心中では、物価の上昇の根幹には先に申しました政府の財政金融政策の間違いがあり、また、カルテルについて価格引下げを命じる

例がアメリカでもドイツでもなく、世界で前例がないのに我が国だけが価格引下げ命令を立案することは、世界の理論的な常識に反するし、仮に導入するにしても独自の理論的な根拠を示さなければならぬと考えておりました。一方で、昭和四六年から昭和四八年辺りにかけては、公正取引委員会は世界でもっとも多様な排除命令のタイプを作り上げたと言つても過言ではないと思っております。カルテル破棄後の価格報告命令など、丹念に対処しています。しかしそれをやっても下がらない、下がらないなら、価格引き下げ命令が必要不可欠とするのは、短絡的ではないかというのが、私の想いでもありました。せめてカルテル対策として課徴金制度を導入しようというのが、当時の経済社会状況を踏まえた議論の流れでした。

課徴金制度については、当時の状況が、「日本カルテル列島」といわれたようにカルテルの悪質な事件が多発して、しかも累犯が極めて多く、カルテル規制の強化が必要不可欠であることについては、自民党の調査会でもコンセンサスを得ていたと考えられました。しかし、課徴金制度の内容については、多様な見解があつたと思います。課徴金制度については、昭和五二年法改正全体の中で、一番効果があつたものであり、今でも導入したことは間違いでなかつたと思つております。

五 企業分割制度

(当方)

公正取引委員会試案で提示された企業分割制度については、純粹構造規制的な発想によるものとして、従来の行為規制中心主義の考え方の限界を改善するものであったと思いますが、これが結局、少し形を変えて、立法化されました。この点について、与野党一致の可決をみたことは注目すべきことだと思われます。産業界は、企業分割制度は企業成長を否定するものであり、独占禁止法の理念に反し、また独占、寡占の弊害の実証分析に欠けている現状では、国民的コンセンサスを得るものではないとしてこの制度に反対しました。一方、一部のマルクス経済学者は、競争過程は資本の集積集中をもたらし、独占資本の支配が成立するのは必然的なものであることを前提にして、競争過程を通じて形成された巨大な市場支配力に対して競争を回復するために分割するのは自家撞着に陥るとして批判しました。このような左右両方の批判もあるなかで、純粹構造規制的発想の企業分割措置案が、当初の案からいくつかの変容をみながらも与野党一致の可決をみたことは、改正法の一つの特徴とみてよいように思われますが、この辺については当時どうお感じになりましたでしょうか。

(菊地)

昭和五二年改正では、少なくとも、カルテルの規制効果は上がっていないので、課徴金なり何らかの改正が必要であるということについては、与野党一致したとらえ方をしており、まずそこを固めなければいけないという共通の認識がありました。

また、管理価格対策は非常に重要視されました。学界、与野党で考え方が食い違っていました。私の念頭にあったのは、分割、分割というけれど、市場構造基準だけで分割はできないのではないかという考え方でした。一方で、自民党からは、市場競争の結果として独占の状態、マーケットシェアが非常に高くなつたというのは、当該企業が切磋琢磨して優等生になつたということであり、優等生になつたら首を切るというのはどういうロジックか、何かプラスアルファの悪いこと、あるいは悪いことをするおそれがあるということではないと、分割はできないのではないか、分割を承認するわけにはいかないのではないかという、分割制度設計への素朴な疑問がありました。一方で、公正取引委員会の改正試案等は高橋委員長の性格を反映して、余りにもどぎつかつた。会社法にも会社分割の規定もないのに企業分割するというものでした。理論的にも、企業分割に関する部分は経済理論としても法理論としても未成熟だったと思つ

昭和五二年独占禁止法改正の実像（一）（林）

ています。立案に当たる者は苦労せざるを得ませんでした。

この問題について、学界は、いわゆる弊害基準を独占的状態規定の中に入れたことを理論的に非常に厳しく批判したものですが、私はドイツの動向を見ていました。ドイツにおける議論は、合併規制と内部成長による独占規制とは基本的にロジックが違うというものでした。経済学的にもSCPパラダイムは完全無欠な因果関係ではないと思っていました。不完全であるため、合併規制に当たって構造基準を重視すれば、理論的には若干の誤りがあるかも知れない。しかし、法的安定性のために構造基準を用いても、それを回避して内部成長への努力を続ける道は残されている。一方で、内部成長による市場支配的企業の分割基準を構造基準だけにすると、逃げようがない。法的安定性と具体的妥当性を考えると、あくまで内部成長による独占的企業に対する分割基準は合併のように市場構造基準を中心に、それのみに傾斜することは法の論理に反するという考え方でした。また、合併の場合には、事前規制でなく事後規制であっても分割の分水嶺は見えます。しかし、内部成長の場合は分割の分水嶺は見えません。特に技術上分割できないような場合は、分割の分水嶺は見えなくなります。そうした点についての議論は学界ではありませんでした。

私は、心中では自民党の素朴な問題提起であるいわゆる「優等生論」に反論するのは、学界が果たすべき役割だったと思っていました。法案に、構造基準だけではなく、弊害基準を入れたことについて、学界の先生方に厳しい批判を浴びたこともありました。しかし、私は本当に激しい自民党の論争の中にいて、その場で素朴に提起される問題の中には真剣に聞かなければいけないことがあると痛感していました。その問題提起は独禁法第八条を削除するときの議論でもありました。いわゆる較差規定について、事業者の意欲を阻害するのではないかというものです。

世界でも、今でも構造基準だけで企業分割という規定はどこにもないと思います。特に、ドイツは連邦カルテル庁のほかに、こうした政策問題、つまり、集中と独禁政策の関係を客観的に検討する「独占委員会」がありました。そこでも、昭和五二年の独禁法改正が終わってからですが、同様の議論があり、やはり構造基準だけではできないという結論に達しています。

（当方）

同じようなことは経済界も主張しています。経団連が昭和四九年五月二九日に出した声明（「最近の独禁法改正論議に対す

る見解⁽⁴⁾）では、企業努力によって成長したものを見出せるのは自由主義経済の理念に反するということを言つていて、おそらく自民党が持つていた根本的な問題意識もそこにあると思われます。学界の方ではいやいやそんなという雰囲気だったということでしょうか。その間にいる菊地先生が弊害規制としてお互の考え方を折衷する方法を編み出されたと考えますが、いかがでしょうか。

（菊地）

野党は価格監視機構とか独占の公的規制を行うべきであり、マルクス経済学者は公的規制をすべきという立場でした。野党の中では、共産党は国営企業にすべきだという発想、社会党は

そこまではいかないけれども、やはり公的な価格監視、利潤規

制なりという発想がありました。公明党は、公正の確保に重きを置いていました。このような立場を基に、例えば公明党は独占寡占企業については、価格の認可制を採用すべきだと考えていました。一方で、私は、価格監視機構をめぐる問題については、八幡富士合併事件⁽⁵⁾の経験を参考にして、価格監視機構はとにかく余りにも問題が多いすぎるという厳しい批判的な考え方を持っていました。宮崎義一先生、新野幸次郎先生編の一九七二

年に書いた『管理価格 現代の価格機構を考える』においても、ガルブレイスの『新産業国家論』が出版されたばかりのことを踏まえ、価格監視機構の有効性を記述してはいますが、価格監視機構はとにかく余りにも問題が多いすぎるということを書いています。したがって、弊害要件を入れたというのは価格監視機構に端を発するものではないが、それは野党の発想と妥協する道ではあったといえます。他方、自民党の優等生論に答える道でもありました。私は、法改正の中で一番激しい戦いともいえる論点は独占的状態の規制であったととらえていました。ここ のところでは与野党が一致する道を切り開けば、法改正全体がなんとかいくと思っていました。

（当方）

独占的状態規制の中の「主務大臣との協議（独禁法四六条）」については、どういった議論がなされたのでしょうか。これに関する経緯を簡単に整理しますと、「第一次政府案」（昭和五〇年四月二五日）では、この主務大臣との協議が、審判開始前と審決前の二回にわたり必要とされていましたが、衆議院の「五党修正案」（昭和五〇年六月二十四日）で審決前の協議は審判制度の本質に反するとして削除され、審判開始前の協議が残され、

翌年の「第二次政府案」（昭和五一年五月二一日）では、独占的状態に対する競争回復措置の制度そのものが削除されました。ところが、第三次政府案（昭和五二年四月一一日）では、制度そのものが復活し、五党修正案どおり審判開始前の協議が残され、改正法が成立するという、誠に糺余曲折をたどったものだつたかと思います。

（菊地）

主務大臣との協議については、当初二度行うこととされたいたところ、これは審決前については外されました。審判開始決定前について、外さないのはけしからんという議論は随分ありました。私が念頭にあったのは、分割の分水嶺は主務官庁でないと分からぬ、分水嶺を知るために主務官庁との協議が必要であるということでした。私の基本的な考えはドイツでなされた議論であり、合併規制の論理と内部成長の独占寡占への分割の法理とは本質を異にする、その点から出発しています。

分割についての意識基盤も日本ではバラバラでした。学界はハーバード学派を中心に分割すべきという立場である一方、野党は分割によるロス、SCPパラダイムについて十分に理解しているわけではない、政府与党もしかり、かつ学界は当時SCP

パラダイムを金科玉条のように取り扱っていました。ドイツでは決してそう単純ではなく、きちんと議論していました。そうしたことを踏まえながら、分割の設計図を描かなければいけませんでした。そこで、ボズナーの「反トラスト法の統計分析⁹⁴」という論文が非常に役に立ちました。ボズナーの統計分析は、アメリカで行われる私的独占に対する措置としての企業分割が確定するまで何年かかったかという統計分析です。それによるところ、アメリカでは、裁判官、弁護士等々みんな練達のロイヤーでも八年掛かっているということでした。これは、市場の弊害要件は景気循環の一サイクルで判断するのが常識であり、しかも普通の事件と違つて、審決したからといってすぐ執行力が生じるというのは、後には戻せないのでから、結局審決が確定するまでその執行を止めないといけない。審判開始決定をして審決が確定するとしても五年、公正取引委員会の場合は掛かるでしょう。そうすると、弊害要件、これは被審人が動かすことのできる訴訟物ですが、これを判断するための期間として景気のサイクルは入るだろうと。このように考えると、分割でもらいたい、しかも政府の手を煩わせて分割してもらいたいという企業でもない限りはこの規定は実際には動かないんだといふことを言わなければいけなかつた。

与野党一致の修正可決というのは基本的には独占的状態の規制をめぐるものであり、その一致点をようやく見つけたわけで

す。ところが、参議院はこれがいかんというわけで、一度も審

議せずに廃案となつたわけです。それで、私は、独占的状態に對する法案は、アメリカでも法案はあるけれども、日本とは異なり、ドイツも検討しているけれども、発想が違う、しかも中身はそんなに恐ろしい規定ではない、私の目の黒いうちに、この規定は動かない、だけど意味はあると思っていました。企業分割の規定の意味については、本来そういうことが議論されなければならぬと思います。しかし学界でも言わぬ、自民党でもそのことに抵抗感がありました。この規定に対するアレルギーのために全部がアウトになるのは私自身忍びなかつた。それで、私は公正取引委員会を退職した後、一九七七年一月「エコノミスト」に、この独占的状態の規制規定はそんなにどきつい規定じゃないという論文「寡占規制に欠かせぬ企業分割」を発表したのです。¹⁹

私から見ると、独占的状態に関する規定は理論的には中途半端な印象を受けています。学界での議論も、全体的にハーバード学派に偏りすぎたのではないか、基本的な違いはマーケットを動的的、長期的にみるか否かの判断の違いではないかと、立案者

の一人として思っていました。

(当方)

なるほど、確かに、独占的状態の実体要件のうち市場の弊害要件の一つは当該事業者の価格設定行動で容易に左右できる管理価格的現象ですから(二条七項三号柱書)、現実には、当該事業者の企業行動によって動かすことができる訴訟物としての性格をもつてしますね。そうしますと、仮に審判開始決定がなされても、最終口頭弁論終結時までに、その要件事実の不存在的状況を作り出す企業行動をとれることになる。審判開始決定で「独占的状態」に関する要件事実が存在しても、審判をやっている間に市場の弊害要件の事実を消すことができてしまふ、と。独占的状態の存否は審決時を基準に判断されなければならぬ、審判開始決定時に独占的状態が存在しても、審決時に存在しなければ、競争回復措置はとることができません。しかも、独占的状態に対する規制は、純粹構造規制でありますから、未確定審決は「執行停止」の原則とならざるをえない。こうみてきますと、純粹構造規制としての競争回復措置を現実にとらうる可能性はほとんどなかつたことがよく分かります。丹宗昭信先生の言葉を借りれば、「実際発動される可能性はほとんど

なく、独禁法上の単なるアクセサリーに過ぎないことは、規定の構造上明らかである⁽⁵⁹⁾ということになるでしょうか。ところで今日の先生のお話をうかがっていますと、米国のみならず、当時の西ドイツ法の議論も相当詳しいですね。

（菊地）

私は、基本的にはドイツの動向もみながら、ハーバード学派のSCPパラダイムを法律学の領域にそのまま入れることはできないと判断しました。経済学的な認識と法学的な認識手段の違いは押えておかないといけないという基本的な認識です。

非常にラッキーなことに、主としてアメリカの書物を勉強する機会に恵まれる一方、ドイツの書物を勉強する機会も与えられました。渡辺喜久⁽⁶⁰⁾造公取委員長、昭和三八年に委員長に就任された方がいましたが、渡辺委員長は非常にドイツ語が堪能でした。一五〇〇ページ程度のドイツのミューラー・ヘンネベルグのゲマインシャフトコンメンタールを勉強したいということでした。私はその本を毎週一〇〇ページくらいまとめて説明に来いということでした。⁽⁶¹⁾これは、当然、勤務時間の中でやることでできませんでしたから、いつも勤務時間外にやっていました。

つかった。そのコメントタールには、その条文ごとに各頁の横に解説の項目が書かれ、委員長はその項目だけみていらっしゃるわけです。ある日、私は時間がなくて、二項目くらい要約をとばしてしまいました。そうしたら、委員長に、厳しく叱責されました。その時は本当に怖かった。

また、公取入局前に、私は長い間、病氣入院生活をしていたのですが、その鬪病生活時代は戦後まもなくだったので、医者もドイツ語を用いていたので、医者のいうことを知りたいといふ欲求から医学用語のドイツ語の勉強をしていましたので、大学でもドイツ語は得意科目で、原書講読も自分でしていましたので、なじみやすかつたという点はあります。

六 不公正な取引方法への対処

（当方）

今につながると申しますか、むしろ今最も重要な論点の一つになつておりますのに、「不公正な取引方法への有効な対処」に関する問題がございます。昭和五二年改正では、不公正な取引方法では、結局、排除措置に関する規定を改正しただけで、抜本的な改正は今後の課題として見送られました。公正取引委員会試案では、不公正な取引方法に罰則を科すことにしていま

したが、結局立法過程では先送りされました。その理由を調べてみると、不公正な取引方法が委任立法とされた趣旨が経済状況の変化に即応した行為類型を適宜指定することにあり、そうした趣旨にかんがみると、まずもって法律の構成要件を定めるのが難しい。罰則を定めるのは罪刑法定主義の点から詰めるべき点が依然として残されている、という感じだったかと思ひます。その辺の経緯をお教えください。

(菊地)

不公正な取引方法については、私は再販売価格維持行為については罰則を設け、本法の中で罰則規定を抜き出すということを考えましたが、再販類似行為との関係が非常に困難でした。特に、自民党との調整過程において、先に申しました職能分離とともに痛烈に批判されたこととして、不公正な取引方法の指定に関する問題がありました。不公正な取引方法は元来、経済情勢の変化に即応して変えていくために公正取引委員会への委任立法にしたのですが、二八年間、マーケティングの手法も

産業組織も一般指定を行った当時とすつかり変わっているのに変更がされていない、これは公取委の怠慢である、にもかかわらず本法の改正とは何たることか、という議論です。これには

やはり耳を傾けざるを得ませんでした。この厳しい批判に対しでは、たしかに公正取引委員会の責務であり、二、三年後にはやると思います、と説明しました。

(当方)

現在、不当廉売や優越的地位の濫用に対して制裁規定を設けるなどもっと厳しく対処すべきだという意見がありますが、当時はそういうた議論はあったのでしょうか。

(菊地)

不当廉売に関して申しますと、当時、丁度、牛乳が瓶詰めの配達からパック入り牛乳になって一種の流通革命が起こっていた時期でした。そのため既存の牛乳配達業者からの申告が多く寄せられておりました。商工委員会などでは不当廉売として規制するようとの議論があり、他方、消費者団体からは規制を厳しくすべきではないという意見が出るなど激しい論争がなされました。

また、優越的地位の濫用については世界的にみても非常に特殊な規定といえます。優越的地位の濫用は、やはり取引の相手相互の問題であるだけに、よほど判断の基準を明確化しないと

独禁法の役割の領域外の問題にまで入る可能性があります。平林君が、優越的地位の濫用の問題について、ルール化が必要と書いていますが、私もその見解で間違いないと思っています。

（当方）

日本で問題になる優越的地位の濫用や不当廉売は、カルテルや談合のように社会的影響の大きい行為類型に比べて、法益侵害の程度が小さいといいますか、損害の及ぶ範囲が限定的で、そういうものに対しても罰則を科するのがカルテルや談合と比較して問題はないのか、かなり議論のあるところかと思います。先生が最後におっしゃった不公正な取引方法に関する公正取引委員会怠慢論は、不公正な取引方法の事件を取り上げなかつたということではなく、経済実態の変化に応じた規制自体の見直しを怠ったということですか。

（菊地）

そうです。ただ、自民党も色々と勉強をしていましたから、不公正な取引方法に関して、当時、物価対策に重点を置いて、再販ばかりやっているではないか、アメリカなりドイツの体系と対比して報告しろと言わされました。アメリカとの規制領域

をめぐる問題との関連でいうと、アメリカの反トラスト法違反事件の大体二〇%ぐらいは知的財産権がらみであったにもかかわらず、当時の日本では殆どが行政指導事件でした。

（当方）

再販ばかりに規制が偏っていたということですね。

（菊地）

そうです。私はかつて、公正取引委員会の事件があまりにも行政指導件数が多くなり過ぎた時期があり、比較法的にもおかしいということで、公正取引委員会ではなくカルテル規制委員会しかもカルテル規制の行政指導になっているという厳しい批判を東洋経済で行ったことがあります。

私は今回（平成一七年）の改正で課徴金の率を引き上げたことによって、昭和五二年改正では私の意図が実現できなかつたけれども、「カルテル規制委員会」や「談合規制委員会」ではなく、独禁法の具体的な規制領域がカルテルへの規制を強化することによって、幅広い領域にようやく手が伸びて国際的な水準に近づいてきていると思っています。

七 原価の公表
(当方)

さきほど少し議論にありましたように、同調的価格引上げの

規制について、野党は、原価公表を求め、与党はそれに反対するという構図がありました。与党の反対理由は、原価は事業者の秘密に属する原価の調査は困難であるというものでした。

消費者団体や労働組合は、カルテルの場合の価格引下げ命令導入を強く主張しておりました。そこには、公正な価格を期待する消費者と価格に対する介入は統制経済につながるとする経済学者の対立があつたと思います。またその底流には基本的な発想の違いがあつたと思います。改正作業を行うに当たってその辺はどのように意識されたのでしょうか。

とがどんなに大変かを実感しました。本来ならば経営学者と共に検討する必要があったと思うのですが、残念ながらそれはありませんでした。

立案する以上、原価とは何かという法律面の定義をしないといけません。例えば会計法の企業会計原則による原価と独禁政策の視点からの原価の定義は当然違わないといけません。違わないといけない上に、そうした点については学界でも全く議論がありませんでした。会計学者なり経営学者なりそういう人の発言も全くありませんでした。

なんとなく原価と聞くと易しいと思われそうですが、原価構成が非常に単純な業種であれば比較することは比較的簡単かと思われますが、そういった特殊な業種でない限り、本来、原価は有価証券報告書の捉え方とまったく違う定義をしなければいけないところです。その点において、昭和五二年改正時の発想はラフだったのではないかと思っています。

同調的価格引上げについても結局、中途半端な規定になりましたが、その要因の一つはやはり管理価格についての論議が十分詰まつてなかつたことに原因があるかと思います。当時の管理制度の設計をした際の売上高経常利益を採用すべきか営業利益を採用すべきかの検討、当時の我が国の企業体质、自己資本比率などを検討する過程の中で初めて、原価を検証するこ

(菊地)

まず私自身は、原価の公表はすべきでないと思っていました。

原価は人の数だけあり、それを立法で定義するのは本当に難しい。経営学、会計学の勉強をしながら、法人企業統計の分析、課徴金制度の設計をした際の売上高経常利益を採用すべきか営業利益を採用すべきかの検討、当時の我が国の企業体质、自己資本比率などを検討する過程の中で初めて、原価を検証するこ

昭和五二年独占禁止法改正の実像（一）（林）

現象は決して単純ではない、法律家の目からみるとドイツのように、SCPバラダイムは、客観的な経済現象の認識手段としては限界があると感じていました。法律はそうはいきません。例えば、当時は板ガラス業界は管理価格の典型だと、エコノミストはみんな書いていました。公正取引委員会の調査課の資料では構造基準が重視されていましたが、プライスリーダーが価格を引き上げて他が追随するケースについて、私は物価問題懇談会で「ここに伊東先生もいらっしゃいますが、多くの経済学者が管理価格の典型だと評価をしているところでです。しかし私は断定できません」と報告しました。現に昭和四六年、公取委は板ガラス業界のカルテルを摘発しましたから。板ガラス業界では、エコノミストが管理価格の典型あるいはプライスリーダーシップ形態の典型だと称していたので、それを悪用して、価格引き上げの順番をきめたカルテルを実施していました。

また、私は昭和四二年くらいに自分で書いた論文の中、日本的にいえば、ドミニント、パロメトリック、しかし日本はカルテル的プライスリーダー制というのがあると、その三類型にしなければいけないと書いています。企業分割にせよ、独禁政策の立案に当たってはSCPバラダイムとか一つのモデルが経済認識の完全な手段ではない、そこには法的確実性とか個々の

行為の類型において判断してつなげるところはつなげるが、厳然としてつなげることのできない概念、方法があることを認識しておく必要があるというのが、私のこの改正作業の中での基本でした。それだけに学界からはどうち向いているのかと批判されたり、他方では、御苦労といわれることもありました。

（当方）

非常に苦渋の日々だったのですね。

（菊地）

私が公取委を本当にやめるといったときは本気だと思っていなかつたらしいです。ところが本気だとなつたらやめないでくれと言われました。それまではやめるよりほかないと言われたものです。

（当方）

委員長直々に慰留されたそうですが。

（菊地）

確かにそれはありました、体力に自信がなくなつたという

のと、何よりも兼務が多かつたからです。改正の問題は、立場が違うので兼務はよくありません。板挟みになるし、例えば廃案になると、改正促進派の方からは御苦勞だったと、それから反対派からは、傷つくだけだとそれ見たことかと言われたものです。

(当方)

心理的にもストレスが非常にたまる仕事だったのですね。

(菊地)

私は若いとき八年の闘病生活をしているので、ストレスはありませんでした。

(当方)

むしろ公正取引委員会時代は先生の青春だったとお書きになっています。

(菊地)

(菊地)
私は、公取委事務局勤務前、長い闘病生活をしていましたので、三〇歳で初めて毎日出勤できる職場が公取委事務局でした。

退職する四月一日の午前二時にやっと仕事が終わって帰ろうとしたら、長谷川古^朝さんが一緒に車で送ってくれました。鈴木孝之^朝君とか平林英勝君とかが、その後役所に泊まつたかどうか知らないけれど、車が出るまでみんなで送ってくれました。

八 課徴金制度の導入

(当方)

昭和五二年改正の大きなポイントの一つとして、課徴金制度の導入があります。法改正の当初段階から、カルテルの効果的な規制が不可欠という総意は得られていた旨お話をありましたが、違反事業者にとって、カルテルの結果、課徴金が賦課されるというのは脅威であり、大きな抑止力になったものと思われます。当時、どのような経緯により制度の骨格が定まったのでしょうか。

(菊地)

制度設計の際に参考としたドイツの制度については、私は箱根の会議^朝の時点で、ドイツの場合は秩序違反法という、日本でいうと刑事訴訟法と行政手続法との中間のような法律があり、手続が明確にできていること、日本でも同様の手続を作るとな

ると、独禁法だけない問題に波及し、法制審議会にかけないといけないし、かけるにしてもとても短兵急にはできない。ドイツのようにはいかないことを明確に報告しております。

ドイツの競争制限禁止法における行政罰の制度に関しては、超過取得利益の計算の仕方について多くの判例があります。同制度では超過取得利益の三倍以下となっていたところ、運用上は二倍以下、すなわち、量刑原則による裁量を行ってきました。これを参考に、課徴金制度を行政制裁の一種として裁量を持たるべきだという議論もありました。公正取引委員会内部としては、官房は、裁量を持たないとパンクすると考え、裁量を持たせるべきだという立場であった一方、審査は行政裁量の基準とは何かということに不安を感じたのか、当時の人員で裁量を持つことに不安を感じたのか、また、裁量にすると汚職の可能性が出てくるという理由から、裁量を持たせるべきではないという立場でした。こういった内部における考え方の違いの板挟みに、当時担当として非常に苦しみました。

また、「二分の一に相当する額」としたのはなぜかとよく学界の先生に聞かれたのですが、おそらくそれについて記載したものはないと思います。ただこれは、儲けの中にはカルテルの儲けとそうじやない普通の儲けの二つあるわけだから半分に

しようということでそうなったものです。
売上高経常利益率を利用することとしたのは、当時は何といつても間接金融の時代で、自己資本比率が国際的に低かつたためです。売上高営業利益率でいくか、経常利益率でいくかの判断は、経営学者の意見を聞いて決めたわけではありません。学界でもこの点については論議しているものは全くないと思います。この点について、我が国の企業の実態及び改正後の動きを見据えて対応する議論が各界で当然あってしかるべきであったと感じております。

条文の規定の仕方に関し、課徴金や独占的状態の規定のように条文中に数値を入れることについては、内閣審議室の協力の下、法人企業統計の分析を行って算出した数字を基に行ったのですが、日本の独禁法の実体規定全体がアメリカ法の導入、基本的には判例法の集積だったことから、それまでの独禁法と異なる立法技術であり、学界を中心に非常に抵抗があったと思いま

九 消費者政策

（当方）
これも今に続く問題ですが、私人とりわけ消費者の独禁法執

行への関与について、当時から大きな議論になっていたかと思います。御案内のように、数年前に差止制度が導入され^{昭和}、独禁法違反の民事救済は一応の整備が図られました。しかし、十分に機能しているとは必ずしも言いがたい状況にあります。昭和五二年改正については違反被疑事実の報告者に対する処分結果の通知のみが規定されたとどまりました。当時の議論を簡単に整理しますと、御案内のとおり、報告者への通知は結果のみで、理由は通知しません。その理由を調べてみると、違反事実についての報告は、公取委の審査手続開始の職権発動を促す端緒としての性格をもつものであり、排除措置等を求める具体的な請求権を意味するものではないというのです。このため、それまでは、公取委に対し事案の処理結果を報告者に通知することは義務付けられていませんでしたが、でも当然、報告者は事案の成り行きに強い関心をもっているのが通常ですので、処分結果の通知だけを義務付けた、ということだったかと思ひます。これに対しては、刑事訴訟法では、告訴人等の請求により、不起訴理由を告知することになっています（同法二六一条）、独禁法上も理由を告知すべきではないかという意見がありました。これに対しては、刑訴法上の理由告知は、犯罪事実を告知して犯人の处罚を求める意思表示であること、検察審査会への

請求等の前提として必要とされるものであるという性格であるのに対し、独禁法の場合は排除措置等を求める具体的な請求権ではなく、したがって刑訴法との場合は性格を異にすると理解されているようです。立案の議論の過程では、独禁行政への消費者参加の一環として、具体的な措置請求権が主張されたりしましたが、公正取引委員会事務局組織上の制約から、結局、日の目を見ることがありませんでした。この辺の立法過程での議論をお聞かせください。

(菊地)

率直に言つて、昭和五二年改正でもっとも抜け落ちている部分が消費者保護に関する問題だと思います。三木総理からは消費者の立場に立った改正を少なくとも少しでもいいから入れてくれというお話をあり、また、消費者団体はいち早く昭和四八年から改正を求める運動を開始していました。私自身、主婦連絡協議会事務局長だった田中里子さん等の消費者団体の指導者に求められて、度々お会いし、ご説明したり、激励されたりしました。しかし、消費者問題にかかる改正は、結果的には、唯一、措置結果の報告のみにとどまりました。

現在も問題になつてゐるところ、消費者団体に団体適格を認め損害賠償請求訴訟を提起することを可能とする団体訴権、団体適格をめぐる問題については、三木総理が山中先生に検討を指示し、山中調査会の中でもかなり議論を行いました。^印結局、最後は見送ることにしたのですが、その主たる理由は、理論的に解決すべき余りにも多くの問題があるというだけではなく、政治的社会的には、政府与党関係者が、本制度を導入することによって、消費者団体の政治化が進展し、特に中小企業団体としてのいわゆる民商が租税訴訟を通じて政党色を鮮明にして、浸透、定着した経緯にかんがみて見送らうとしたのです。公正取引委員会としては、とにかく山中調査会をクリアしないと一步も進めませんでした。なお、クラス・アクションに関しては、独禁法の改正作業が終わってから、公明党が、参議院法制局中心に検討して集団訴訟制度を立案、議員立法として提出しましたが、廃案となりました。

敗訴者負担の原則、訴訟援助制度等についても検討を行いました。当時は弁護士報酬の問題に関して、消費者は自分ではなかなか訴えを提起しないと考えていたところ、全国の各裁判所管内、県別で本人訴訟の比率を調べてみたら、たしか大分県はほとんど本人訴訟でした。O E C D 加盟国の中で本人訴訟の比

率がこんなにばらつきがある国は日本以外にはないということが分かり、このことから例えれば敗訴者負担の原則、訴訟援助制度等についても時間をもう少しぬななければいけないという結論に達しました。また、独禁法第二六条を削除して、審決確定前であっても独禁法違反行為により損害を受けた被害者が、同法第二五条による無過失損害賠償請求権を行使できるように改正すべきであるとの主張があり、この点にも当時苦しみました。結果的に法改正に取り入れられた措置結果の報告に関しても、申告件数がいたずらに増え、職権探知を行う余地がなくなる危険があり、立案担当者としては苦しみました。

（当方）

今日はお忙しいところ、長時間にわたり、大変ありがとうございました。

（未完）

注

* 本研究は、筆者が主任研究官を務める公正取引委員会競争政策研究セミナー（以下、「原則として「CPRC」という）による共同研究を元にしている。今回、ヒアリングに応じて下さった菊地元一・青山学院大学名誉教授（現・弁護士）には、貴重な時間をお割り下さり、研究会メンバー一同、心より感謝申し上げる次第である。本研究会のメンバーは以下のCPRC研究員（当時）から構成された。下津秀幸氏

（公正取引委員会）、藤平章氏（同）、垣内晋治氏（同）の三氏である。

共同研究者である下津秀幸氏、藤平章氏には、CPRC事務局として、面倒なテーブ起こし作業から、ヒアリング日程の設定等、種々の作業を丁寧かつ辛抱強く行って下さり、大変お世話になった。同じく

CPRC事務局の垣内晋治氏には原稿の最終とりまとめ段階でひとかたならぬお世話になった。このお三方がいなければ、本研究が日の目を見なかつたことは間違いない。あらためて感謝申し上げる次第である。

また、本研究の進捗に応じて、CPRC所長（当時）の鈴村興太郎・早稲田大学政治経済学術院教授（現・日本学術会議副会長）からご指導を賜つた。あわせて厚く御礼申し上げる。このように、本研究は、多くの方の献身的な助力なしには決して完結しないものであつた。もちろん、本研究にありうべき誤り等はすべて筆者らの責任に帰せられるものである。なお、本研究は、名古屋大学高等研究院の研究支援による研究成果の一部である。

(i) 昭和五二年改正は、最終的には昭和五二年六月三日法律第六三号に

よって結実した。本稿では、法律第六三号のほか、それに至る昭和四八年から昭和五二年までの一連の改正論議の過程を総称して「五二年改正」または「昭和五二年改正」という。法律第六三号については、公正取引委員会「昭和五一年度年次報告」（一九七七年）二九六頁を参考照。

(ii) これはドイツ連邦共和国第六代大統領・リヒャルト・フォン・ヴァイツェッカー（Richard Karl Freiherr von Weizsäcker）のドイツ連邦議会における演説（一九八五年五月八日）の中の一節である。演説全文は、岩波ブックレット『荒れ野の四〇年—ヴァイツェッカーダー大統領演説全文』（岩波書店、一九八六年）を参照。

(1) 五二年改正の公的記録としては、公取委「昭和四八年度年次報告」一五頁以下、同「四九年度年次報告」七頁および二七九頁以下、同「五〇年度年次報告」一三頁および三一七頁以下、公取委事務局編『独占禁止政策三十年史』（一九七七年）三三二頁以下、および公取委事務局編『独占禁止政策五十年史』（一九九七年）上巻（二二一頁以下を参考照）。その他、五二年改正に関する優れた論稿は少なくないが、ここでそれらを羅列するは適当ではない（なお、昭和五二年六月までの参考文献リストについては、公正取引三二〇号（一九七五年）五五頁以下を参照）。昭和五二年改正を包括的に検討する論稿として、特に、菊地元一「独占禁止法改正問題の経緯と課題」経済法一九号一四頁（一九七六年）、平和経済計画会議編『一九七七年版 国民の独占白書—独占政策の展開と独禁法改正問題』（御茶の水書房、一九七七年）、大川

昭和五二年独占禁止法改正の実像（一）（林）

- 公一「独占禁止法改正の政治過程」東京都立大学法学会雑誌二・六巻二号三九一頁（一九八五年）、御園生等「独占禁止政策の再生－独占禁止法一九七七年改正をめぐる財政官の対応－」東京経済大学会誌第一四九号三七頁（一九八七年）、平林英勝「昭和五二年独占禁止法改正の意義」「独占禁止法の解釈・施行・歴史」（商事法務、一〇〇五年）三七一頁（初出、同「昭和五二年独占禁止法改正の意義（上）（下）」筑波法政三七号三三頁（二〇〇四年九月）および三八号六五頁（二〇〇五年三月））が有益である。なお、改正経緯のジャーナリストイックな叙述としては、たとえば毎日新聞社経済部編「公取委は燃えた－独禁法改正劇の知られる裏面」（国際商業出版、一九七五年）がある。
- (2) 研究会の会員は以下の通りである（肩書は当時）。今井賢一・橋大
学商学部教授、実方謙二・法政大学法学部教授、正田彬慶應大学産業研究所教授、隅谷三喜男・東京大学経済学部教授、竹中一雄・財团法人国民経済研究協会理事長、松下満雄・上智大学法学部助教授、三好崇一・朝日新聞論説委員、山本進・毎日新聞論説室顧問である。準会員が今村成和・北海道大学法学部教授、小宮隆太郎・東京大学経済学部教授、新野幸次郎・神戸大学経済学部教授、矢沢惇・東京大学法学部教授である。
- (3) 会員（肩書は当時）は、市川誠・日本労働組合総評議会議長、稻川宮雄・全国中小企業団体中央会専務理事、稻葉秀三・日本情報開発協会理事長、宇佐美忠信・全日本労働組合監理委員長、加藤一郎・東京大学法学部教授、加藤寛・慶應大学経済学部教授、小宮隆太郎・東京大
- (4) 山中調査会の会員は以下のとおりである。（衆議院）足立篤郎、伊藤正義、稲村左近四郎、宇田国栄、白井莊一、大石右武、大竹太郎、大野市郎、加藤六月、金子一平、龜山幸一、鯨岡兵輔、熊谷義雄、倉成正、黒金泰美、小平久雄、板村吉正、桜内義雄、篠田弘作、白浜仁吉、関谷勝利、園田直、田中六助、中尾栄一、中川一郎、丹羽兵助、西岡武夫、西村英一、橋口隆、橋本龍太郎、八田貞義、早川崇、原田憲、藤井勝志、坊秀男、松永光、松本十郎、水田三喜男、湊徹郎、武藤嘉文、村山達雄、森下元晴、山本幸雄、渡邊美智雄〔参議院〕青木一雄、長田祐二、鹿島俊雄、熊谷太三郎、郡祐一、迫水久常、高田浩運、玉置和郎、温水三郎、林田悠紀夫、平泉涉、藤井内午、柳田桃太郎、山内一郎、斎藤栄三郎、森下泰。
- (5) 第六回独占禁止法基本問題懇談会（平成一七年一二月一五日開催）議事録四四頁の西田典之委員（東京大学大学院法学政治学研究科教授）の発言。
- (6) 平井宜雄「法政策序説」（ユーリスト六・三三号）（一九七六年六月一

- 日) ~六二二号(一九七六年一〇月一日)、平井宣雄「法政策学序説・再論」ジヨリスト六六八号(一九七八年七月一日)。その後、「法政策学」(有斐閣、一九八七年)として上梓。
- (7) 三木武夫(一九〇七~一九八八)。外務大臣、環境庁長官、第六六代総理大臣(在任期間一九七四年二月九日~一九七六年二月二十四日)等を歴任。
- (8) 前掲注(6)
- (9) Harvey Goldschmid, H. Michael Mann, and J. Fred Weston eds., *Industrial Concentration: The New Learning* (1974)
- (10) Ajit K. Dasgupta and D.W. Pearce, *Cost-benefit Analysis: Theory and Practice* (1972)
- (11) Heinz-Dieter Assmann, Christian Kirchner, Erich Schanze, *Okonomische Analyse des Rechts* (1975)
- (12) 前掲注(9)
- (13) 自由民主党独占禁止法改正に関する特別調査会(会長 山中貞則衆議院議員(当時))。昭和五〇年一月二九日に初会合を開催。
- (14) 山中貞則(一九二一~一〇〇四)。総務庁長官・環境庁長官、沖縄開発庁長官、防衛庁長官、通産大臣を歴任。
- (15) W・オイケン(Walter Eucken、一八九一~一九五〇)は代表される、いわゆるフライブルク学派のオルド・リベラリズムのいふ。これに関する最近の邦語文献として詳しく述べ、雨宮昭彦『競争秩序のボリティックス・ドイツ経済政策思想の源流』(東京大学出版会、一〇〇五年)を
- (16) 元公正取引委員会委員(委員在任期間・昭和四一年八月~昭和四七年六月)
- (17) Carl Kaysen and Donald F. Turner, *Antitrust Policy: An Economic and Legal Analysis* (1959). リの邦訳として、カール・ケイゼン、ナルム・ターナー(根岸哲、橋本介三訳)『反トラスト政策: 経済的および法的分析』(神戸大学経済経営研究所、一九八八年)がある。
- (18) Mark S. Massel, *Competition and Monopoly: Legal and Economic Issues* (1962)
- (19) Joe Staten Bain, *Industrial Organization* (1959)
- (20) 一九二五年生まれ。一橋大学教授・同経済学部長・学長等を歴任。
- (21) 一九二一年北海道生まれ。早稲田大学法学部卒業。早稲田大学教授・法学博士。
- (22) 八幡製鉄㈱ほか一名に対する件(昭和四四年一〇月三〇日同意審決審決集一六巻四六頁)
- (23) 一八九八年三重県生まれ。一九二三年東京商科大学卒業。東京商大・一橋大学教授、同大学学長を経て同大学名誉教授を歴任。専門は経済学。
- (24) 日本社会党県本部顧問、原爆被爆者対策副委員長、党情報通信・電機産業各対策委員長等を歴任。
- (25) John Kenneth Galbraith, *The New Industrial State* (1967). 邦訳なし、J・K・ガルブレイス他(都留重人監訳)『新しい産業国家』(ティ

ビーエス・ブリタニカ 一九八〇年)。

(26) 独占禁止法は寡占体制下における市場支配力に対し無力であるばかりでなく、その支配力を覆い隠す「無花果の葉」にすぎないのではないかという議論(菊地元一「寡占対策に欠かせぬ企業分割—福田内閣は“民の声”を裏切るのか」エコノミスト一九七七年二月八日号一頁以下)

(27) 昭和四九年八月、自由民主党内に設置された独占禁止法改正問題懇談会(座長・倉成正衆議院議員)同年一月まで一四回にわたり会合を開いた。

(28) 自由民主党日中友好議連会長、党金融調査会長、党政治倫理審査会長、党衆院議員総会副会長、大蔵大臣等を歴任

(29) 一八九〇年生まれ。東京大学名譽教授。

(30) 一九三八年東京帝国大学法学部卒業、東京大学法学部助教授、北海道大学法学部教授、東京大学法学部教授等を歴任。成蹊大学名譽教授。

(31) 本稿第五章を参照(昭和五二年独占禁止法改正問題の実像)(四)として、名古屋大学法政論集に掲載予定)。

(32) 前掲注(2)

(33) 一九二三年滋賀県生まれ。一九四八年京都大学経済学部卒業。京都大学経済研究所教授。京都大学経済研究所長、経済企画庁経済研究所長を歴任。経済学博士。

(34) 前掲注(2)

(35) 田中六助(一九二三一九八五)。官房長官、通産大臣、党政調会長、

党幹事長等を歴任。

(36) 鯨岡兵輔(一九一五一一〇〇三)。官房・総務各副長官、環境庁長官、衆議院副議長等を歴任。

(37) 河本敏夫(一九一一一二〇〇一)。経済企画庁長官、郵政大臣、通産大臣、党政調会長等を歴任。

(38) 前掲注(7)

(39) 前掲注(16)

(40) 竹中喜満太(昭和三八年九月九日~同月一九日まで事務局長事務代理、昭和三八年九月二〇日~昭和四一年九月二五日まで事務局長)

(41) 多賀谷真穂(一九一〇一~一九九五)。社会党国対副委員長、炭政治局員、県議、党社会保障委員長を歴任。

(42) 板川正吾(一九一四一二〇〇四)衆院物価特別委員長、社会党産業貿易政策委員長等を歴任。

(43) 北海道知事、社会党副代表、衆議院副議長等を歴任。

(44) 建設・社労各委員長、社会党参国対委員長、党参議員会長等を歴任。

(45) 衆議院議員(通算一〇回当選)、科学技術庁長官等を歴任。

(46) 社会党中央執行委員、石炭特別委員長、衆議院副議長等を歴任。

(47) 前掲注(4)

(48) 青木一男(一八八九一~一九八一)。自民党相談役、経済調査会長、大臣、参院予算委員長を歴任。

(49) 青木一男議員は、昭和五〇年三月六日参議院予算委員会において「(前略)公正取引委員会がその職権の行使について内閣の指揮監督を

- 受けでおらない。そうすると、その根拠である独禁法第二十八条の「独立してその職権を行う。」という規定は、「行政権は、内閣に属する。」という憲法六十五条の規定、内閣総理大臣は「行政各部を指揮監督する。」という第七十二条の規定と抵触することとなると思ひます。（後略）と発言している。
- 50 中川一郎（一九二五—一九八三）。青嵐会代表世話人、運輸委員長、農林大臣等を歴任。
- 51 東京都知事（一〇〇八年五月末日現在）。環境庁長官、運輸大臣等を歴任。
- 52 渡邊美智雄（一九三三—一九九五）。厚生大臣、農林水産大臣、大蔵大臣、通産大臣、外務大臣等を歴任。
- 53 青木一男「公正取引委員会と日本国憲法―国会での論義を中心として」ジユリスト五九六号（一九七五年）一五〇頁以下。
- 54 第九代公正取引委員会委員長（在任期間・昭和四七年八月～昭和五年二月）
- 55 山中貞則「彼を呼び出さない苦勞」高橋俊英追悼文集企画委員会編『高橋俊英 人と足跡』（一九八一年）二三九頁
- 56 出光興産ほか二十四名に対する件及び石油連盟ほか四名に対する件（告発年月日・昭和四九年一月一五日）
- 57 ヒアリング・当時（平成一七年）
- 58 元公正取引委員会近畿中国四国事務所総務管理官。一〇〇六年六月二六日付けで退官。
- 59 前掲注⑤。なお、高瀬恒一、黒田武、鈴木深雪監修『独占禁止政策 苦難の時代の回顧録』（公正取引協会 二〇〇一年）三〇頁（長谷川古）「田中六助さんに彼（菊地氏のこと）——筆者注）は可愛がられて、田中さんの部屋に行くとマックス・ウェーバーの話を色々聞かされたらしいです」とある。
- 60 前掲注④
- 61 前掲注④
- 62 前掲注④
- 63 前掲注②
- 64 前掲注④
- 65 前掲注④
- 66 独占禁止法三五条九項は「審判官は、事務総局の職員のうち、審判手続を行つて必要な法律及び経済に関する知識経験を有し、かつ、公正な判断ができると認められる者について、公正取引委員会が定める」と規定する。
- 67 Kenneth Davis, *Administrative Law Treatise* (1958).
- 68 Roscoe Pound, *Administrative Law; Its Growth, Procedure and Significance* (1942).
- 69 前掲注③
- 70 独占禁止法研究会（当時）は、昭和四九年七月二二日から一六日までの間、箱根において寡占企業の原価公表、課徴金・刑事罰、株式保有規制、企業分割等について集中審議を開催した。

昭和五二年独占禁止法改正の実像（一）（林）

- (71) 前掲注(30)
- (72) 昭和四九年七月二六日、集中審議の最終日に行われた。
- (73) 企業分割、原価公表、価格の原状回復命令、課徴金、会社の株式保有制限、金融機関の株式保有制限、刑事罰、不公正な取引方法、既往の違反行為に対する排除行為の九項目
- (74) 天谷直弘・通商産業審議官（当時）は、公取試案を「説明や証明のない、ナゾめいた結論だけを述べている一種の『御神託』である」と揶揄した（同「独禁法改正試案に反論する」エコノミスト昭和四九年一月一九日号四二頁）。
- (75) 平成一七年四月二七日法律三五号（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律）
- (76) 平成一四年六月 大阪高等検察庁を退官。
- (77) 「一 政府は現在の物価高騰に対処し、独占禁止法の厳正な運用に一層努めるとともに、公正取引委員会に寡占企業に対する分割命令及び価格カルテル排除にあたつての価格引下げ命令等の権限をもたせ得るような方向で独占禁止法の改正問題に早急に着手すること。」
- (78) 遅くとも一九七〇年五月一五日以降、漸次切り下げされ、一九七一年一〇月二日には、四・二五%（商業手形割引歩合並びに国債又は特に指定する債権を担保とする貸付利子歩合）まで切り下げられている。
- (79) 国債依存度（当初予算ベース）は、一九七一年に四・五%だったが、一九七二年には一七%まで増加している。
- (80) 菊地元一「寡占体制と独占禁止法(1)～(9)」財政経済弘報一二九一、
- (81) 一二九三、一二九四、一二九六、一二九八、一三〇〇、一三〇六、一三三三、一三二七号（二九六九年）
- (82) 一二七七年生まれ。東京商科大学（現一橋大学）卒業、東京外国语大学、法政大学、千葉大学、京都大学教授を経て、京都大学名誉教授・福井県立大学教授を歴任。
- (83) 昭和二三年度から平成一七年度まで勧告件数が一番多かった年度が昭和四八年度の六六件、これに昭和四九年度の五八件が続く。
- (84) 前掲注(34)
- (85) 「次に、昨年における独占禁止法の運用でございますが、昭和四九年中に審査いたしました独占禁止法違反被疑事件は一六二件、同年中に審査を終了した事件は一〇三件であり、そのうち法に基づき排除措置を勧告したものは五九件であります。これは昭和四八年に次ぐ件数となっております。これら違反事件の内容について見ますと、昭和四八年と同様、そのほとんどは値上げ協定事件であり、また大企業の全国的規模の事件が多くなっており、中でも同一の企業が再三にわたつてカルテルに参加するというような事例が目立っています。
- 公正取引委員会は、このような事態に対処して、排除措置を従来以上に厳しく行うことにして種々努力いたしましたが、特に石油業者及びその団体の価格、生産数量協定事件につきましては、カルテル事件としては初めて検事総長に対して告発を行いました。」（昭和五〇年二月一

- 二日衆・商工委員会における高橋委員長（当時）の発言。下線部は筆者らによる）等の発言がある。
- 86 例えば、日本マーガリン工業会に対する件（昭和四八年一〇月一八日勧告審決審決集二〇巻一三頁）では「一年間の価格報告」を、神崎製紙（ほかコーテッド紙製造業者八名に対する件（昭和四八年一二月二六日勧告審決審決集二〇巻一九七頁）では「販売価格、販売数量の六ヶ月間の報告」を命じている。
- 87 大別して、「独占的状態」に市場の弊害要件を定めたことは、純粹市場構造規制と矛盾する弊害規制的論理を導入するものであるという批判（金子晃「企業分割」法律時報四九巻九号（一九七七年）四八頁等）と、市場の弊害要件の全てを充足する必要はなく、価格の上方伸縮性、価格の下方硬直性、過大な利益率又は販売費、一般管理費の支出、のいずれかを充足するものとすれば足りるとすべきだという批判（今村成和『独占禁止法（新版）』（有斐閣一九七八年）三三四頁）の二つがある。
- 88 昭和二八年九月一日法律第一五九号（私の独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律）前の八条 不当な事業能力の較差があるときは、公正取引委員会は、（中略）事業者に対し、営業施設の譲渡その他その較差を排除するために必要な措置を命ずる」とができる。（以下略）
- 89 前掲注²²
- 90 横浜国立大学経済学部教授（同書籍編集当時）。理論経済学専攻。
- 91 神戸大学経済学部教授（同書籍編集当時）。理論経済学・経済政策専攻。
- 92 宮崎義一、新野幸次郎編『管理価格 現代の価格機構を考える』（有斐閣一九七二年）二五一頁以下
- 93 前掲注²³
- 94 Richard A. Posner, A Statistical Study of Antitrust Enforcement, 13 J. L. & Econ. 365 (1970).
- 95 菊地元一「寡占対策に欠かせぬ企業分割」福田内閣は「民の声」を裏切るのか エコノミスト一九七七年一月八日）一〇頁以下
- 96 丹宗昭信「独禁法三十年のあゆみ」法律時報四九巻一号（一九七七年）二四頁
- 97 第五代公正取引委員会委員長（昭和三八年三月～昭和四〇年八月）
- 98 前掲注⁵⁹『回顧録』一〇〇頁（伊従寛）「渡辺委員長は、勉強家で、ドイツ語の分厚いコンメンタールをおいていて、読んでおられました。部下にも厳しい方でした。総務課の菊地元一君は渡辺委員長に信頼されていましたが、随分、鍛えられて大変でした。何か洋書を見つけると、要約して明日までに説明しろなどとやられていましたね。」
- 99 平林英勝氏。元公正取引委員会審査局長。現在、筑波大学法科大学院教授。
- 100 平林英勝「最近の優越的地位の濫用規制にみる法の手続化の傾向と課題」判例タイムズ一一七二号（一〇〇五）

昭和五二年独占禁止法改正の実像（一）（林）

- (112) 前掲注(8)
- (113) 前掲注(8)
- (114) 旭硝子㈱ほか板ガラス製造業者一名に対する件（昭和四六年六月九日勧告審決審決集一八巻一八頁）
- (115) 菊地元一「プライスリーダー制と独占禁止法(1)～(3)」財政経済弘報一二八四号、一一八六号、一一八八号（一九六七年）
- (116) 「公取委は私にとっておくればせの青春だった。この辺が区切り」（昭和五一年三月三二日 毎日新聞「ある退官」）
- (117) 元公正取引委員会首席審判官、元流通科学大学教授
- (118) 元公正取引委員会経済取引局長、東北大大学大学院法学研究科教授（ヒアリング当時）、現・白鷗大学法科大学院教授
- (119) 前掲注(9)
- (110) 前掲注(7)
- (111) 昭和五二年六月三日法律第六三号（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律）によって改正された独占禁止法第七条の第一項中の「二分の一に相当する額」のこと。
- (112) 平成二年法律第七六号（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律）
- (113) 前掲注(7)
- (114) 元主婦連合会会长（一九八九年～一九九一年）
- (115) 元主婦連合会会长（一九九二年～一九九五年）
- (116) 元全國地域婦人団体連絡協議会事務局長

(117) 平成一〇年四月二五日、景品表示法に消費者団体訴訟制度を導入すること等を内容とする「消費者契約法等の一部を改正する法律案」が成立した。（平成一〇年四月二五日公取委報道発表）

(118) クラス・アクション立法研究会「クラス・アクションの立法のために」ジュリスト六七二号（一九七八年）一七頁注(2)「(前略)また、公明党は、昭和五〇年四月参議院法務委員会に『集団代表訴訟に関する法律案』を提出した。(後略)」とある。